

戦時体制と弁護士

——山田作之助関係資料「意見書綴」を中心に——

辻 村 亮 彦

はじめに

近年、日本の法制史学において第二次世界大戦戦時期の法に対する関心が高まり、続々と研究成果が公表されている。そこでの研究関心は大きく二つに分かれる。ひとつは経済統制法を中心とした法制の戦時体制化の問題、今ひとつは法学者の戦時体制への協力・迎合ないし抵抗の問題である。この研究動向の成果として、小野博司・出口雄一・松本尚子編『戦時体制と法学者 1931～1952』（国際書房、2016年）と伊藤孝夫編著『経済法の歴史』（勁草書房、2020年）が挙げられよう。戦争遂行に向けた総力戦体制の実現には、明治中～後期に西洋法の全面的継受により一旦は確立した、契約の自由や所有権の絶対性といった性質を備えた「近代法」とは異なる法制度の構築が必要とされ、その理論構築、立法作業、新法の解説（「解説法学」）のために多くの法学者たちが動員された。⁽²⁾この経験は戦後の法学者たちに強い反省をもたらし、「戦後法学」

（1） 関連して、日本評論社法律編集部編『法学者・法律家たちの八月十五日』（日本評論社、2021年）は、1945年8月15日の終戦の玉音放送をどのように聞き、受け止めたか、30人の法学者、法律家たちの証言を集め、現代の研究者による解説が付されている。その中では彼らが戦時体制とどう向き合ったかについても語られており、貴重である。

（2） 大戦前から帝国日本の支配する「外地」において法学者が各種の慣行調査や立法に従事したのも、戦時法体制への協力の前駆といえるだろう。

の形成・展開の最大の導因となっていくのである。⁽³⁾

経済統制を中心とした戦時立法は、上記のような立法者や法学者たちのみのものではない。戦時立法がひとたび成立すると、中央や地方の行政官がそれらの法の執行を担い、各地の警察官が違反者の取締りを行い、検察官と裁判官が違反者に対する裁判を行うことになる。言うまでもなく、戦時立法は一般の庶民にも大きな影響を及ぼす。中でも、価格関係の統制法令については、庶民の中からも多くの違反者が摘発されることになる。⁽⁴⁾ また、資金、資源、生産に関する統制法令は、民間の企業活動にも深刻な影響を与える。こうした国家によって制定された統制法令に、民間の側で法の専門家として対応したのが弁護士である。本稿での主たる問題関心は、経済統制法を中心とした戦時体制に弁護士が如何に関わっていたか、という点である。

1872年の司法職務定制43条において民事事件の「代言」活動を担う専門職として「代言人」が認められて以降、1876年の代言人規則の制定により免許制が導入され、1880年の同規則改正により法学識を問う代言人試験が開始し、1882年の刑法・治罪法施行に伴い公判における刑事弁護をその職掌に加え（治罪法266条）、1893年の弁護士法制定により「代言人」は「弁護士」と名称を変えると同時に、弁護士会による一定の自治が認められ、法律専門職としての地歩を固めてきた。法律専門職として職域と人員を拡大していく中で、弁護士の中でも、主として帝国大学卒

(3) 他方で、日本の法社会学の生みの親とも言うべき末弘厳太郎は、「戦後法学」に与えた影響は多大であるが、日本法理研究会への参加や中国農村慣行調査の主導など戦前・戦時期の動向については近年においても批判が強く、歴史的評価は未だ定まっていない。参照、白羽祐三『「日本法理研究会」の分析』（中央大学出版部、1998年）279-292頁、川角由和『末弘厳太郎の法学理論—形成・展開・展望』（日本評論社、2022年）345-349頁。

(4) 戦時下の価格統制立法の展開と違反者に対する取締りについては、石原武政「第二次大戦下の価格統制（上）・（下）」『経営研究』（大阪市立大学）70巻4号・71巻1号、2020年。

の「学士弁護士」と、それ以外の自由民権運動の系譜を引く私立法律学校卒の弁護士とに階層分化が進む。後者の弁護士たちが伝統的な「代言」と言うべき民事、刑事の法廷での活動を中心としたのに対し、前者の学士弁護士たちは大都市において勃興する産業資本を顧客とする企業弁護士として、法廷に立つのみならず法廷外へと活動の場を広げていく。⁽⁵⁾大正期の弁護士業界の活況から一転、第一次大戦、世界恐慌を経て、戦時期に入り訴訟件数が減少していく中で、法廷を主な活動の場とする弁護士たちは困窮し、弁護士登録数も減少する一方で、産業資本と結びついた企業弁護士たちは依頼主企業の戦時体制化に関わる案件の法的助言に活路を見出す。

本稿では、明治初年以來の港湾都市であり、戦時下において一大軍需都市と化した神戸において、複数の有力企業から多くの依頼を受けた弁護士・山田作之助の、法廷外での活動を取り上げ、戦時体制下における企業弁護士の姿の一端を明らかにする。従来の戦時法研究においても、弁護士研究においても、戦時体制下における企業弁護士の活動について史料に立脚した実証研究は見られない。本研究では、神戸学院大学が2018年に正式に寄贈を受けた「山田作之助関連資料」の一部を構成する「意見書綴」を素材として、戦時下の神戸において産業資本と結びついた一弁護士が戦時体制とどのように向き合ったのか、明らかにしていきたい。

一 「山田作之助関係資料」における「意見書綴」の位置づけ

本論に入る前に、本稿で検討の対象とする「山田作之助関係資料」の「意見書綴」について、山田作之助の法律家としてのキャリアと関連付けながら、その位置づけを検討したい。

前稿において素描したように、山田作之助は、明治期の著名な弁護士⁽⁶⁾

(5) 安岡崇志『日本弁護士総史—奉行所の世話人から涉外ローファームまでの200年余』(勁草書房, 2024年) 67-84頁。

であった山田喜之助の三男として1896年に東京に生まれ、1920年に東京帝国大学法学部を卒業した後、司法官試補、判事を経て、1925年に神戸で弁護士登録、戦前から戦後にかけて神戸で弁護士として活動し、1960年から1966年まで最高裁判所判事を務めた後、神戸で弁護士に復帰し、神戸が阪神・淡路大震災に襲われた1995年に99年の長い生涯を閉じた。

山田は、終戦直前の1945年から、途中5年4ヶ月の東京での最高裁在任期間を挟んで、死去まで、神戸・塩屋の洋館（通称・旧ジョネス邸）に暮らした。2012年、この洋館が山田の遺族によりマンション開発業者に売却され、取り壊しの上マンションが建設される予定であることが判明した。これを受けて、翌年に地元の塩屋の有志を中心に「旧ジョネス邸を次代に引き継ぐ会」が結成され、募金を集めてこの旧ジョネス邸を買い取る運動が展開されたが、募金額が購入予定額に満たなかったことから購入は断念された。その際に、「引き継ぐ会」は旧ジョネス邸内の造作や調度品などの動産一式をマンション開発業者から無償で譲渡を受け、そのうち邸内に存置されていた、弁護士業務等で用いられた多くの書籍と紙の資料について、2014年に神戸学院大学が寄託を受けることになった。その後、当時神戸学院大学に所属した研究者を中心に2度にわたって科学研究費補助金の採択を受け、⁽⁷⁾「山田作之助関係資料」に関する共同研究と資料整理が実施された。その間の2018年3月には、「旧ジョ

(6) 拙稿「弁護士・最高裁判所判事 山田作之助—その生涯」『神戸学院法学』46巻2号、2016年。同号掲載の七戸克彦「山田喜之助・正三・作之助・弘之助—神戸学院大学・山田作之助関係資料に寄せて」も合わせて参照。

(7) 旧ジョネス邸の建築史上の価値およびこの間の経緯の詳細については、水島あかね＝浅見雅之＝玉田浩之「地域資産としての近代住宅の保存継承に関する研究—神戸市塩屋を対象として」2015年度『住総研 研究論文集』No.42 (http://www.jusoken.or.jp/pdf_paper/2015/1415-0.pdf)、小松昭人「神戸学院大学・山田作之助関係資料の受け入れの経緯について」『神戸学院法学』46巻2号、2016年、を参照。

(8) JSPS 科研費 JP15K03096 および同 JP19K01271。

ネス邸を次代に引き継ぐ会」から神戸学院大学に同資料が正式に寄贈された。2025年2月現在、「山田作之助関係資料」は、神戸港を臨む神戸学院大学ポートアイランド第2キャンパスの一室に収められており、資料整理が継続中である。

多くの方々のご協力をいただき「山田作之助関係資料」の整理と一部の目録化が進められてきた結果、ようやくその全体像を把握できるようになってきた。⁽⁹⁾ 整理に当たってわれわれは、「山田作之助関係資料」をまず「図書」⁽¹⁰⁾と「文書」に分け、「文書」をさらに「法律実務文書」と「私文書」に分けて整理を行った。「法律実務文書」には、弁護士業務の過程で作成された文書と最高裁判所在職時代の職務関連文書が含まれる。「私文書」は、非常に雑多であるが、家族、親族、職業上の関係者から山田に宛てられた（年賀状等を含む）書簡類が中心を占めている。資料整理、目録作成は、これらのうち「法律実務文書」を中心に実施した。

「法律実務文書」は次のとおり分類・整理されている。

- (1)意見書
- (2)裁判関係（昭和35年以前）
- (3)最高裁時代
- (4)裁判関係（昭和36年以降）
- (5)登記関係
- (6)その他

一般的に、弁護士業務の中心となるのが訴訟業務である。山田は1960年12月に最高裁判所判事に就任し、弁護士実務を一時離れたことから、裁判関係の文書については昭和35年（1960年）の(2)前と(4)後とで区切⁽¹¹⁾っている。また、(3)最高裁判事在任時の資料も一部残されているが、司法

(9) この10年間、さまざまな形で資料整理に当たっていただいた皆様に、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

(10) 「図書」は、明治期から昭和期にかけての法律書、判例集、法律雑誌、官報類や山田自身の著書、山田の趣味の書籍などから構成される。

行政関係の印刷物が中心であり、第二小法廷や大法廷における事件記録等は多くない。⁽¹²⁾ 山田の企業弁護士としての仕事ぶりを示す資料が(1)意見書と(5)登記関係である。(1)意見書は、後に詳述のとおり山田が顧問先から受けた法律相談とそれに対する意見書、依頼に応じて作成された契約書や定款等の文案などを年ごとに綴ったものであり、(5)登記関係は、主として顧問先から依頼を受けた商業登記の申請の控えなどである。

ここでは、本論で検討対象とする(1)意見書についてももう少し詳細にその全体像を示しておくことにしよう。山田は1925年に神戸地方裁判所判事を退官し、神戸で企業弁護士として活動していた高倍権太郎の三女・道と結婚し、高倍の経営する「高倍法律事務所」兼自宅にて共同で弁護士業務を開始する。義父の高倍は山田と同じく「学士弁護士」であり、1894年（東京）帝国大学法科大学を卒業後、判検事への任官を経て神戸にて弁護士登録し、高い実務能力を買われて、横浜正金銀行、第一銀行、住友銀行、三井物産、三菱造船、三菱倉庫など財閥系を含む全国企業の神戸支店の法律顧問を務めるとともに、港湾都市神戸での涉外事件も多く手がけ、神戸を代表する企業弁護士の1人との評価を得ていた。⁽¹³⁾ 山田は、弁護士登録当初、既に神戸でその地位を確立していた高倍の指示の下に業務に従事していたとみられるが、徐々に高倍から顧問先を引き継ぎ、⁽¹⁴⁾ 自身の名で業務を行うようになっていき、事務所の名称も「高倍山

(11) 最高裁判事在任中、山田は自らの山田法律事務所を次女・昌の夫である岩崎康夫に委ねたが（前掲拙稿42頁）、この間も事件処理や事務所の経営について岩崎や事務員から山田に報告が行われており、山田が東京から指示を出していたことが窺われる。

(12) 当初第二小法廷に係属し山田が主任裁判官を務めたが途中で大法廷に回付された著作権法関係事件の記録を用いた研究として、赤坂幸一「統治機構論探訪 最高裁判例の形成過程(1)-(5)」『法学セミナー』765-769号、2018-2019年。

(13) 『人と業』（大阪興信所、1937年）161頁；神戸弁護士会会史編纂委員会編『神戸弁護士会史』（神戸弁護士会、1976年）105-106頁。

(14) 前掲拙稿39-40頁、53-55頁。

田法律事務所」と連名になる。「山田作之助関係資料」に残されている最古の「意見書綴」は1933年度のものであり、山田が依頼主から受けた法律相談の関係書類が綴られている。同年以降、「意見書綴」が毎年作られ、徐々に厚みを増していく。そしてまさにこの時期は、帝国日本が大陸や南方への侵略を激化させ、1937年には盧溝橋事件から日中戦争へと進み、国内でも総力戦体制が構築されていく時期と重なる。他方、日米戦争が始まった1941年、高倍は弁護士登録を抹消して故郷の淡路島に戻り、翌年死去する。ここに、高倍法律事務所は山田法律事務所へとバトントッチが完了することになったのであるが、企業弁護士としての山田の独り立ちは日本の戦時体制突入と軌を一にしていたのである。この後さらに、敗戦や最高裁判事就任を超えて1981年までほぼ毎年「意見書綴」が残されているが、1940年前後の「意見書綴」が質量とも最も充実しており、1950年代以降の簿冊にはもはや戦時下のそれに見られた濃密さ、緊張感は失われている。

以下では、日中戦争下、日米開戦前夜の1940年前後に山田作之助の下で作成された法律文書を綴った「昭和十五年度意見書綴」を取り上げ、44歳という充実期を迎えた企業弁護士・山田作之助が、神戸の地で、戦時体制とどのように向き合ったのか、紐解いていくことにしたい。

二 「昭和十五年度意見書綴」の構成および概観

本章では、「山田作之助関係資料」中の「昭和十五年度意見書綴」の構成を確認し、全体を概観することにした。

厚紙の表紙には縦書きで「昭和十五年度（改行）意見書綴（改行）山田弁護士」と記載されている。続いて「昭和十五年度意見書目録」と題された、本綴に編綴された各文書の、依頼者、要件、日附、頁を記載した、片面12行の青色罫紙全8丁の目録が冒頭に綴じられている。この目録は、1年分の文書を集成、編綴する際に高倍山田法律事務所において作成したものと推測される。

目録に続いて、文書本体がおおむね案件の終了順に編綴されている（ただし、同一案件でも泣き別れて編綴されているものも少なくない）。この簿冊に編綴された文書の分量は、複製されたものもそれぞれ1点と数えた場合の点数は207点、用紙の枚数の総計は約400枚である。その一覧が次の【表1】である。

【表1】の207点の文書一覧からは、以下のことを読み取ることができる。

まず、「昭和十五年度意見書綴」の依頼者に名前のある企業を業種別に摘記すると以下のとおりである。

- 1) 銀行：横浜正金銀行，日本勧業銀行，第一銀行
- 2) 商社・倉庫：三井物産，兼松商店，三菱倉庫
- 3) 海運：明治海運，昭和海運公司，三共海運，川崎汽船，ニッケルエ
ンドライオンズ
- 4) 繊維：神戸生絲，鐘淵紡績
- 5) 製粉：増田製粉所
- 6) 農場：三五公司
- 7) 重工業：川崎重工業，川崎航空機工業，三菱重工業，川西航空機

これらの企業の中には、東京に本社をもち全国、さらには海外にも展開する企業が見られ、その多くが財閥系である。兼松商店はオーストラ

(15) この表の左端の「15-〇〇〇」は筆者が文書単位で振った通し番号、続く「依頼者」は山田から見た当該文書の依頼者（クライアント）、「種別」は筆者が付与した各文書の種類、「表題」は文書冒頭に記載された表題、「関係者」は文書に記載された「依頼者」以外の関係者（多くは依頼者の相手方）、日付は資料に記載された日付（和暦を西暦に直したもので、月や日が省略されている場合、契約書等の雛型として作成され空欄となっている場合は「00」としている）、「No」は簿冊編綴時に捺されたと推測される文書の用紙1枚ごとのノンブル（ただし、ノンブルが抜けている用紙があったり、189の次に290に飛んだりするなど付番に乱れが見られ、末尾のノンブルと用紙の枚数は大きく乖離している）、「内容」は筆者が文書を読んで作成した内容の要約、である。

戦時体制と弁護士

【表 1】

	依頼者	種別	表題	関係者	日付	No	内容
15-1	日本勧業銀行	契約書	債務の一部に付代物弁済を為す契約証書	N/A	N/A	1	貸金債務の一部について債務者所有不動産にて代物弁済する内容の契約書
15-2	川崎航空機工業株式会社	申入書	上申書	林崎村長	N/A	5	林崎村（現・明石市）の村有地を同社に売却した際の周旋料を同社に負担させる旨の申入書
15-3	三菱倉庫株式会社	意見書	N/A	デンマーク船ハルダマークス号	1940/01/17	6	同船水夫が日本人入夫を殴打した事件の損害賠償に関する意見書
15-4	三井物産株式会社神戸支店	契約書	小麻子官加工並保管に関する契約書	株式会社奥田製油所	1940/01/00	8	三井物産が輸入した小麻子を奥田製油所に麻実油への精製を委託し、製品（油と粕）を引き取る契約。奥田製油所は滋賀県能登川町に大正期創業した菜種油精製を主とする会社。
15-5	三菱重工業株式会社神戸支店	意見書	意見書	三菱倉庫	1940/01/00	12	三菱倉庫が第三者から地上権の設定を受け所有している建物を三菱重工業が譲り受けた場合、建物を取り壊したとしても判例学説とも設定期間内の地上権の存続を認めている、土地所有権の公用収用の要否などの意見。我妻『民法講義』への言及あり。
15-6	川崎重工業株式会社	契約書	不動産売買契約書	山田十三日、鉄道省	1940/00/00	16	山田十三日の所有地を川崎重工業に売却する契約。戦時資金調整法（昭和12年法律第86号）による主務大臣の認可を得る必要がある旨の条項あり。
15-7	三菱倉庫株式会社	申入書	M.S. "Hulda Maerak" in Kobe	日瑞貿易, Assuranceforeningen Skuld	1940/02/02	18	15-3 の案件につき損害賠償を求める申入書（英文）
15-8	三菱倉庫株式会社	申入書	M.S. "Hulda Maerak" outward A. P. Halkier, Sailor	W. Mascher. Esq.,	1940/01/20	20	15-3 の案件につき損害賠償を求める申入書（英文）
15-9	神戸生絲株式会社	差入証	差入証書	藤尾未治、佐藤勇太郎、山田有之進	1940/00/00	22	生糸買付のために藤尾が神戸生絲に対して預けた金員について見込み違いにより返還を求めたもの。佐藤と山田は藤尾の債務を連帯保証
15-10	三菱倉庫株式会社	書簡	M.S. "Hulda Maerak" in Kobe	日瑞貿易, Assuranceforeningen Skuld	1940/02/13	24	15-3 の案件に関するやりとり（英文）

	依頼者	種別	表題	関係者	日付	No	内容
15-11	三菱倉庫株式会社	書簡	M.S. "Hulda Maerak" in Kobe	日瑞貿易, Assuranceforeningen Skuld	1940/02/10	25	15-3の案件に関するやりとり (英文)
15-12	三菱倉庫株式会社	書簡	N/A	Maersk Line	1940/02/05	26	15-3の案件に関する山田作之助名義での文書 (英文)
15-13	三菱倉庫株式会社	証書	証	福原金之助, エ・ ピ・モラー氏代理店 三菱倉庫株式会社神戸支店	1940/02/00	27	15-3の案件について被害者福原が賠償金の支払いを受けたことにより爾後本件について請求を行わないことを約束
15-14	株式会社漢城鉄工所	定款	株式会社漢城鉄工所定款	N/A	N/A	28	本店: 京城府. 15-15をタイプ打ちし直した新ヴァージョン
15-15	株式会社漢城鉄工所	定款	株式会社漢城鉄工所定款	N/A	N/A	N/A	山田の書き込みのある旧ヴァージョン→15-14で打ち直し
15-16	高倍権太郎	意見書	N/A	N/A	N/A	33	借入金を資本に組み入れる際には同額の私込見せ金があれば検査役選任せずに増資の登記が可能との意見. 15-17の高倍からの依頼に答えたもの
15-17	高倍権太郎	書簡	N/A	倉内誠次 (淡路葡萄酒株式会社)	1940/02/10	34	15-16の案件について, 高倍権太郎から山田宛に意見照会
15-18	ニッケルエンドライオンスコンパニーリミテッド	意見書	独逸商船ブルゲンランド号 神戸港積ハンブルグ向ラ ミー引取問題に付て	独逸商船ブルゲンランド号, ハンブルグ船会社アメリカライオン社	1940/02/21	36	昭和14年9月2日の英独開戦のためドイツの港が封鎖されたことにより運送契約の履行が不能となったことから, 日商法614条独商法629条により解除権が発生し, 荷送人は船主に対して荷物の引渡しを求めることができる, との意見. 同社は明治期創業の神戸港で荷役を営んでいる会社で, 戦時中は業務を停止したもののFMジョネスが戦後に復興. 同船は1944年1月4日にブラジル沖の大西洋で米海軍巡洋艦オハマに遭遇し, 自ら沈没させた
15-19	ニッケルエンドライオンスコンパニーリミテッド	意見書	独逸商船ブルゲンランド号 神戸港積ハンブルグ向ラ ミー引取問題に付て	独逸商船ブルゲンランド号, ハンブルグ船会社アメリカライオン社	1940/02/21	N/A	15-18の写し

戦時体制と弁護士

	依頼者	種別	表題	関係者	日付	No	内容
15-20	ニッケルエントライオンスコンパニーリミテッド	意見書	独逸商船ブルゲンランド号 神戸港積ハンプブルグ向ラ ミー引取問題に付て	独逸商船ブルゲンランド号, ハンプブルグ船会社アメリカライ ン社	1940/02/23	N/A	15-18の写し
15-21	愛久澤事務所	証書	覚	愛久澤直哉, 中村豊 吉, 堀, サク, 良	1940/00/00	39	中村家再興に当たって愛久澤から土地, 金銭等を 給付する内容の覚書。
15-22	川崎重工業株式 会社	請求書雛 型	株式質権設定登録抹消請求 書	N/A	N/A	41	株式質権設定登録請求書の雛型
15-23	川崎重工業株式 会社	請求書雛 型	株式質権設定登録抹消請求 書	N/A	N/A	43	株式質権登録抹消請求書の雛型
15-24	三菱倉庫株式会 社	書簡	M.S. "Hulda Maerak" in Kobe	日瑞貿易, Assurance Foreningen Skuld	1940/02/24	45	15-3の案件につき629,40円の支払いで妥結する内 容
15-25	三菱倉庫株式会 社	証書	証	福原金之助, 証人倉 橋武三, エ・ピ・モ ラー氏代理店三菱倉 庫株式会社神戸支店	1940/02/00	46	15-3の案件につき629,40円の支払いで妥結するこ とを交託する内容。15-13の金額と証人欄を埋め たもの
15-26	三菱倉庫株式会 社	暫約書	N/A	Kobe Branch, Mitsubishi Soko Kabushiki Kaisha, A. P. Moller, Esq., Kinnosuke Fukuhara, Witness Takezo Kurahashi	1940/02/00	47	15-25を英訳したものと治療費, 逸失利益の明細 書, 赤岩病院診断書 (和文)
15-27	糸井敏	証書	担保差入証	奥野茂, 松本英三	1940/02/26	50	奥野が松本から3000円借り入れるに当たり奥野所 有の神戸瓦斯株式を担保に入れる旨の証書
15-28	糸井敏	証書	借用証書	奥野茂, 松本英三	1940/02/26	51	奥野が松本, 糸井から3000円借り入れる旨の借用 証書
15-29	糸井敏	証書	預り証	糸井敏	1940/02/26	52	奥野が担保として差し入れた神戸瓦斯株式200株 を糸井が預かった旨の預り証

	依頼者	種別	表題	関係者	日付	No	内容
15-30	神戸生絲株式会社	証書	差入証書	藤尾未治, 佐藤勇太郎, 山田有之進	1940/00/00	53	15-9と同内容
15-31	N/A	契約書	売買契約書	N/A	1940/02/00	56	神戸市神戸区再度筋町の宅地建物を28500円で売買。当事者名空欄
15-32	N/A	証書雛型	株金払込取扱条項に関する証明書	東亜金属工業株式会社	N/A	60	銀行(銀行名不明)が東亜金属工業の株金として預かった金額について出資者に証明する証書の雛型
15-33	三共海運株式会社	意見書	下関三共海運株式会社に對する同一商号使用禁止請求事件に就て	下関三共海運	1940/03/20	61	大阪に本店のある同社は下関に本店のある下関～社に商法20条に基づく商号使用差止請求はできないが、同社が日本の海運業で知名度があり、海運業は同一市町村内に活動は限られないことから商号使用差止請求は可能、との意見。不正競争防止法(昭和13年法律第2号)への言及なし
15-34	川崎重工業株式会社	契約書	契約書	日本鉛鍍鋼業株式会社	N/A	64	川崎重工業の製品を日本鉛鍍鋼業が販売する旨の原契約につき、日本鉛鍍鋼業は川重の小売販売の機関に過ぎないこと、販売統制等においても川重が売主、日本鉛鍍鋼業が履行補助者として取引を行っている扱いにする旨確認
15-35	川崎重工業株式会社	契約書	契約書	日本鉛鍍鋼業株式会社	N/A	N/A	15-34のコピー
15-36	田村亨	証書	差入証	N/A	N/A	65	他人名義の土地を担保として借入を受けることに ついての事情を説明した文書
15-37	神戸生絲株式会社	意見書	意見書	藤尾未治	1940/03/10	66	15-9の案件について、藤尾の言い分を聞き藤尾から申入のあった当社振出の手形の支払期日以前の預かり金を返還した場合には法的なリスクが大きくなるため避けるべきであるとの意見。
15-38	錦洲紡績株式会社	証書	土地借用契約書	長野県諏訪郡下諏訪町長	N/A	68	下諏訪町が鑑紡所有地を賃借する借用証書
15-39	松本英三	覚書	覚書	不破福造	1931/00/00	72	松陽汽船株式会社の設立にあたって松本の依頼で不破が実際の出資は行わずに名義上の株主となることを承諾した文書

戦時体制と弁護士

	依頼者	種別	表題	関係者	日付	No	内容
15-40	株式会社増田製粉所	差入書	差入書	兼三有限会社	N/A	73	増田製粉が兼三有限会社の設立に当たって増田製粉の依頼で名義人(実名不記載)が実際の出資は行わずに名義上社員になることを承諾した文書。
15-41	株式会社増田製粉所	差入書	差入書	兼三有限会社	N/A	N/A	15-39をモデルとして作成されたものか
15-42	株式会社増田製粉所	差入書	差入書	兼三有限会社	N/A	N/A	15-40のコピー
15-43	N/A	証明書	証明書	兼三有限会社	1940/00/00	N/A	兼三の資本金が全額支払済であることを取締役2名と監査役1名が証明する書類の雛型
15-44	N/A	証明書	証明書	兼三有限会社	1940/00/00	74	15-43のコピー
15-45	N/A	委任状	委任状	N/A	N/A	75	白紙委任状の雛型
15-46	N/A	委任状	委任状	兼三有限会社	N/A	77	15-45の雛型に持分譲渡に関する事項を記入した委任状
15-47	N/A	証書	持分譲渡証書	兼三有限会社	N/A	78	持分の譲渡について記載した証書
15-48	三井物産株式会社	証書雛型	証	N/A	N/A	79	商品の買付について三井物産が委託を受けた旨証する証書の雛型
15-49	三井物産株式会社	証書雛型	証	N/A	N/A	80	商品の買付について三井物産が委託した旨証する証書の雛型
15-50	神戸生絲株式会社	証書	差入証	株式会社山本館大垣製糸所、堀川八五郎、加藤庄吉相続人	1940/03/28	81	山本館大垣製糸場が負っていた債務につき堀川と加藤が連帯保証をしていたところ、神戸生絲が両名に支払請求を行ったため、1100円を支払い、残額については主債務者又は他の連帯債務者に請求するよう求め、神戸生絲は1100円の弁済を受領した上で、両名からの依頼を考慮する旨回答した証書
15-51	N/A	覚書	上海に於ける事業の趣旨申合覚書	N/A	N/A	N/A	「新東亜建設」の機運の中、3人(具体名なし)で上海において土地ブローカー事業を行うことについて申し合わせを行った覚書
15-52	N/A	証書	差入書	N/A	N/A	N/A	A有限会社がB株式会社の営業の全部を譲り受け、C銀行に対する義務、債務の一切をA社が履行する旨を通知した文書(具体名なし)

	依頼者	種別	表題	関係者	日付	No	内容
15-53	松村（川崎汽船？）	意見書	舌代	岸本商事	N/A	N/A	川崎汽船が岸本商事に貸付を行うことは定款の目的の範囲内ということではできるか、という論点について検討した意見書
15-54	三共海運株式会社	書簡	N/A	三協海運株式会社	1940/04/01	83	15-33について、下関～社から「三協海運」に商号変更した旨通知があったが、なおも当社の商号と混同が生ずるため、さらなる名称変更を要求した文書
15-55	前田豊七	証書	金員借用抵当権設定証書	杉浦、藤井	1940/04/00	85	杉浦が前田に対して負っている1500円の債務について前田所有の不動産に抵当権を設定した上で藤井を連帯保証人とする契約
15-56	N/A	意見書	自行定期預金を担保に徴する場合に於る手続きの簡易化に就いて	N/A	1940/00/00	87	自行の定期預金を担保に取って貸付を行う場合にこれまでは4つの証書を発行するなど手續が煩雑で、定期預金の満期のたびに証書の書き換えが必要となり印紙税の負担も大きかったところ、これまで発行されてきた定期預金証書は有価証券には該当せず預金価値の証拠に過ぎないことからこれの発行を省略しても法的に差し支えはなく、貸付の際に担保差入証1通のみ徴収すれば十分である、との意見。
15-57	日本興業銀行神戸支店	意見書	意見書	高橋佐一郎	1940/04/00	92	銀行による土地への抵当権設定後に建物の保存登記がなされ、その後に銀行が競売で当該土地を競落した事案について、純理論上は抵当権設定登記が先行するため建物保護法による借地権の存在を銀行側に対抗することはできません、建物収去・地明渡請求を行った場合に銀行側勝訴となるはずであるが、銀行は建物所有者に競落後に地代の請求を行っていること、近年裁判所は何かと理由を付けて請求を棄却する傾向にあることから、主位的請求として建物収去・地明渡請求、予備的請求として地代請求という形で訴訟すべきである、との意見

戦時体制と弁護士

	依頼者	種別	表題	関係者	日付	No	内容
15-58	株式会社兼松商店	契約書	合資会社持分譲渡契約書	合資会社大野毛織工場、大野兵衛、杉山哥三郎	1940/01/00	95	大野、杉山が自らの大野毛織工場に対する持分をX（氏名空欄）に譲渡する契約
15-59	株式会社兼松商店	契約書	社員増加に関する契約書	合資会社大野毛織工場	1940/01/00	96	新たにY（氏名空欄）からの出資を受けYを同社の有限責任社員として入社することを約する契約
15-60	株式会社兼松商店	決議録	重役会決議録	合資会社大野毛織工場、大野兵衛、杉山哥三郎、林莊太郎	1940/04/00	97	大野毛織物工場について兼松が大野と杉山から持分権を譲り受けて有限責任社員として入社し、兼松取締役の林が兼松を代表して入社することについて、兼松の重役会が決議
15-61	明治海運株式会社	請求書雛型	株式名義書換請求書	N/A	1940/04/00	98	株主（氏名空欄）が結婚により夫の家に入籍、改姓したことについて株主名簿の名義を書き替えることを請求するもの
15-62	株式会社日本勸業銀行神戸支店	報告書	貴行対加古川町訴訟事件の経過に就て	加古川町	1940/04/19	99	兵庫興農工銀行事件の大審院での勝訴判決を受けて、それまでの訴訟の経過について原告本人に報告したもの
15-63	株式会社昭和海運公司	委任状	委任状	N/A	1940/00/00	106	上海日本総領事館で行った資本増加登記が商法上違法な内容であったため抹消登記請求を行うことについての委任状（相手方空欄）
15-64	株式会社昭和海運公司	決議録	取締役会決議録	N/A	1940/00/00	107	資本増加の登記を行ったが、その根拠とされた電報を認識していたため株式引受は無効となるため、抹消登記申請を行う旨の取締役会決議
15-65	株式会社昭和海運公司	登記申請書	株式会社登記抹消の登記申請	N/A	1940/00/00	108	資本増加登記を抹消する旨の申請書
15-66	田村商会	契約書	契約書	田村亨	N/A	109	碓氷鉾区についての売買契約書
15-67	日本勸業銀行神戸支店	意見書	加古川町に対して強制執行を為すの件	加古川町	1940/05/30	112	公押入に対する強制執行については公用財産の差押えは困難であるから銀行預金を差し押さえて取立命令を得るのが望ましいとの意見
15-68	竹田合名会社	契約書	合併契約書	安治川鉄工所	1940/00/00	114	竹田合名会社を安治川鉄工所に合併する旨の契約書

	依頼者	種別	表題	関係者	日付	No	内容
15-69	川崎重工株式会社	意見書	N/A	植村寅, 藤永田造船所	1940/06/03	117	川重取締役の植村が藤永田造船所取締役に就任した件について、取締役の競業禁止義務違反が問題とされているが、会社に損害を与えていないのであれば特に問題視すべきでない、との意見
15-70	(川崎航空機か?)	申請書	土地収用事業認定申請書	内務大臣木戸幸一	1939/01/09	119	〇〇製造業法(〇は空欄:航空機か)に基づき工場用地を取得するに当たって土地収用法13条に基づく土地収用事業認定の申請を行ったものの、戦時立法
15-71	兵庫県工業会	説明書	法人解散手続の順序	N/A	N/A	120	手続についての説明書
15-72	兵庫県工業会	文書雛型	社員総会招集の通知書	N/A	1940/00/00	121	通知書雛型
15-73	兵庫県工業会	文書雛型	臨時社員総会決議録	N/A	1940/00/00	122	決議録予定稿
15-74	兵庫県工業会	文書雛型	社団法人解散許可申請	内務大臣	1940/00/00	123	内務大臣宛の社団法人解散許可申請書雛型
15-75	兵庫県工業会	文書雛型	社団法人解散登記申請	神戸区裁判所	1940/00/00	125	裁判所宛の法人解散登記申請書
15-76	兵庫県工業会	文書雛型	債権請求申出催告の公告	N/A	1940/00/00	127	法人への債権を有する者に対し清算人に申し出るよう求める公告
15-77	兵庫県工業会	文書雛型	債権請求申出の催告書	N/A	1940/00/00	128	法人の債権者に申し清算人に申し出る旨の催告書
15-78	兵庫県工業会	文書雛型	社団法人清算人就任届	内務大臣	1940/00/00	129	清算人就任につき内務大臣に届け出る文書
15-79	兵庫県工業会	文書雛型	社団法人清算人登記申請	神戸区裁判所	1940/00/00	130	清算人就任につき登記を申請する文書
15-80	兵庫県工業会	文書雛型	清算人就任書	N/A	1940/00/00	131	清算人に就任した旨宣言する文書
15-81	兼松商店株式会社	契約書	契約書	原辰太郎, 井内雄三, 興亜特種株式会社	N/A	132	原, 井内が興亜社から工場、機械、清織維の材料等を買ひ受け、兼松商店所有の工場、機械等を興亜社から賃借することを約した契約
15-82	兼松商店株式会社	契約書	契約書	兼松羊毛工業株式会社, 興亜特種株式会社, 原辰太郎, 井内雄三	1940/00/00	135	原, 井内が兼松羊毛から興亜社株式を担保に兼松商店所有の工場、機械等を買ひ受ける契約
15-83	兼松商店株式会社	契約書	契約書	兼松羊毛工業株式会社, 興亜特種株式会社, 原辰太郎, 井内雄三	1940/00/00	136	15-82のコピー

戦時体制と弁護士

	依頼者	種別	表題	関係者	日付	No	内容
15-84	田村商会	契約書	契約書	合資会社三輪製材所、 株式会社三輪製材所、 合資会社大崎商店、 三輪喜一、中茂	N/A	137	合資会社三輪製材所を整理し、新たに田村商会、大崎商店、三輪、中茂の出資により株式会社三輪製材所を設立し、旧社から事業を承継する契約書
15-85	田村商会	契約書	契約書	合資会社三輪製材所、 株式会社三輪製材所、 合資会社大崎商店、 三輪喜一、中茂	N/A	N/A	15-84のコピー
15-86	株式会社日本勸業銀行	証書	差入証	加古川町	1940/00/00	139	兵庫県農工銀行事件請求認容判決の履行に当たって起債認可手続完了までは分割払いを申し入れ、報酬もそれを承諾する文書
15-87	岡崎産業株式会社	公正証書	岡崎バイメタル製造権譲渡 契約公正証書	岡崎幸雄	N/A	141	岡崎幸雄が開発した岡崎バイメタルの製造権、営業権等が買い受ける契約書
15-88	岡崎産業株式会社	覚書	覚書	岡崎幸雄	N/A	143	岡崎バイメタルの製造権、営業権等の売却代金の分配に関する覚書
15-89	川崎重工業株式会社	契約書	契約書	日本重鋳鍛鋼業株式会社	N/A	144	川崎の看板で日重社が実施している平飯、波飯の販売、消化について引き続き承認することとし、日重社は川崎に看板料、老舗料を支払うことを内容とする契約書
15-90	株式会社漢城鉄工所	覚	N/A	竹田合名会社、株式会社 安治川鉄工所	N/A	145	社名と金額のみ記されたメモ
15-91	株式会社漢城鉄工所	契約書	合併契約書（安治川鉄工所 を金五十万円に増資し置く こと）	株式会社安治川鉄工 所	N/A	146	安治川鉄工所を解散し漢城鉄工所に合併する契約書（手書き）
15-92	株式会社漢城鉄工所	契約書	合併契約書（安治川鉄工所 を金五十万円に増資し置く こと）	株式会社安治川鉄工 所	N/A	N/A	15-91のコピー
15-93	株式会社漢城鉄工所	契約書	合併契約書（安治川鉄工所 を金五十万円に増資し置く こと）	株式会社安治川鉄工 所	N/A	N/A	15-91のコピー

	依頼者	種別	表題	関係者	日付	No	内容
15-94	株式会社漢城鉄工所	契約書	合併契約書（安治川鉄工所を金五十万円に増資し置くこと）	株式会社安治川鉄工所	N/A	N/A	15-91のコピー
15-95	株式会社漢城鉄工所	契約書	合併契約書（安治川鉄工所を金五十万円に増資し置くこと）	株式会社安治川鉄工所	N/A	N/A	15-91のコピー
15-96	株式会社漢城鉄工所	覚書	合併に関する参考条文	N/A	N/A	147	商法条文の抜粋
15-97	株式会社漢城鉄工所	契約書	合併契約書	安治川鉄工所	N/A	N/A	安治川鉄工所を解散し漢城鉄工所に合併する契約書（15-91のタイプ打ち）
15-98	株式会社漢城鉄工所	覚書	合併に関する参考条文	N/A	N/A	N/A	15-96のコピー
15-99	三井物産株式会社神戸支店	意見書	N/A	N/A	1940/07/24	150	イタリア参戦（6月10日）に伴いイタリア領東アフリカのママッサワに陸揚げされた貨物を日本に輸送することが困難になったため、損害をどのように関係者間で負担するかについて検討した意見書
15-100	株式会社日本勸業銀行神戸支店	意見書	意見書	N/A	1940/07/30	153	溢まれた印紙、預金通帳、債権預託通帳等を用いて払い戻しを行った場合、手形を偽造して金員を受領した場合の被害者と銀行との間の法律関係についての意見書
15-101	三井物産株式会社	覚書	喜多組不動産処分手順	日本木蠟株式会社	N/A	156	喜多組所有不動産の処分について必要な書類を列挙
15-102	三井物産株式会社	依頼書	依頼書	日本木蠟株式会社	N/A	157	15-101関連
15-103	三井物産株式会社	証書	不動産売渡証書	N/A	N/A	159	15-101関連
15-104	三井物産株式会社	委任状	委任状	N/A	N/A	160	15-101関連
15-105	三井物産株式会社	証書	不動産売買証書	N/A	N/A	161	15-101関連
15-106	株式会社日本勸業銀行神戸支店	意見書	意見書	N/A	1940/08/30	163	15-100と同じ（日付のみ異なる）

戦時体制と弁護士

	依頼者	種別	表題	関係者	日付	No	内容
15-107	株式会社日本勸業銀行神戸支店	意見書	意見書	N/A	1940/07/30	167	15-100のコピー
15-108	株式会社増田製粉所	証書	証	N/A	1940/08/00	170	第17回支那事変貯蓄債券
15-109	第一銀行神戸支店	証書	証	N/A	1940/00/00	171	某社（空欄）が銀行に対して負う債務等の担保として取引先から差し入れられた米国通貨を供する内容の差入証
15-110	錦洲紡績株式会社	証書	差入証	N/A	N/A	173	某（空欄）が所有名義とする不動産は実質は錦紡所有であり、同社の自由な使用、処分を認める差入証
15-111	横浜正金銀行	証書	差入証	三日月工業所森一郎、安藤利一郎	N/A	174	マッチ製造の材料を銀行に対して背島にて宮下木材に引き渡す取引について、木材市場の悪化から木材の引き取りと代金支払の一時猶予を求める差入証
15-112	株式会社三菱社	定款	株式会社三菱社定款	岩崎久彌他	1937/10/12	177	株式会社三菱社定款
15-113	株式会社三菱社	概要	株式会社三菱社概要	N/A	N/A	N/A	株式会社三菱社概要
15-114	株式会社兼松商店	証書	差入証	宮下木材株式会社	1940/00/00	178	兼松が北米から仕入れて背島にて宮下木材に引き渡す取引について、木材市場の悪化から木材の引き取りと代金支払の一時猶予を求める差入証
15-115	川崎航空機工業株式会社	契約書	土地売買契約書	梁乃珍	1940/08/00	180	梁所有の土地を川崎航空機に売却する契約
15-116	錦洲紡績株式会社	証書	差入証	中辻源太郎、神谷勝太郎	N/A	182	中辻が錦紡に対して将来負う債務について神谷が連帯保証を負う契約
15-117	錦洲紡績株式会社	証書	差入証	中辻源太郎、古川信次郎	N/A	183	中辻が錦紡に対して将来負う債務について古川が連帯保証を負う契約
15-118	錦洲紡績株式会社	通知書	通知書	古川信次郎	1940/00/00	184	錦紡株を処分して債務の弁済に充てた旨の通知書
15-119	(川崎重工業株式会社)	通知書	貴殿御名義当社新株式第二回株金払込の件	澤田善一郎	N/A	185	某氏から株金の支払いがあった後に澤田から某氏の委任状付きでさならなる入金があったため、当該金員の返金については両者相談の上で請求するよう求めた文書
15-120	川崎重工業株式会社	通知書	N/A	植山益江	N/A	187	再三の株金払込催促にもかかわらず払込がなかったため失権したのであり、故障は高倍、山田、本田の各弁護士に申し立てるよう通知

	依頼者	種別	表題	関係者	日付	No	内容
15-121	川崎重工業株式会社	通知書	N/A	本岡大三	1940/09/00	189	失権株式に関する苦情への応答
15-122	川崎重工業株式会社	登記簿抄本	登記簿抄本	N/A	1932/05/20	290	株金支払いの変更登記
15-123	川崎重工業株式会社	証明書	N/A	監査役武文彦	1932/05/02	291	株金払込についての証明
15-124	横浜正金銀行	証書	差入証	和泉製粉株式会社, 山口光太郎, 岡本信之	1940/09/10	292	横浜正金銀行が和泉製粉所有の小麦、小麦粉、蕎麦について集合譲渡担保の設定を受ける差入証
15-125	綿瀧紡績株式会社	意見書	貴社大阪工場内運河敷地に 対する課税の件	N/A	1940/09/11	295	大阪工場内の運河敷地が宅地として税務署土地台帳に記載され税負担が重い件について、用悪水路と変更してまうと後に埋め立てて利用する場合に障害となる可能性があるもので避けるべきだが、雑種地と変更するのは構わない、との意見
15-126	川崎重工業株式会社	覚書	財団法人川崎研究所寄附行為	N/A	N/A	297	川崎重工が研究調査のために設置する財団法人川崎研究所の寄附行為
15-127	増田製粉所	申請書	資本増加内認可申請書	大蔵大臣河田列, 商工大臣小林一三	N/A	299	小麦粉配給のための国策会社・全国製粉配給株式会社、 会社の設置にあたり、当社も出資を行うところ、 当社の資本金が会社規模に比べて過少であること、 また運転資金の調達にも困っていることから、資本増強を行うこととし、臨時資金調整法に即り認可申請を行ったもの
15-128	横浜正金銀行, 山口光太郎	証書	根拠当権設定証書	和泉製粉株式会社, 岡本常吉	N/A	302	和泉製粉が将来にわたって横浜正金銀行に対して 自う債務の担保として工場の敷地と建物に根拠当 権を設定する契約
15-129	横浜正金銀行, 山口光太郎	証書	根拠当権設定証書	和泉製粉株式会社, 岡本常吉	N/A	N/A	15-128のコピー
15-130	松井八兵衛	証書	差入証	N/A	1930/05/00	307	無断で増改築した家屋につき造作買取請求権等を 行使しないことを約する証書
15-131	松井八兵衛	証書	差入証	N/A	1940/05/00	N/A	15-131と同一内容（日付のみ異なる）

戦時体制と弁護士

	依頼者	種別	表題	関係者	日付	No	内容
15-132	N/A	契約書雛型	借家証	N/A	N/A	310	定型的な借家契約の雛型
15-133	N/A	証書	差入書	N/A	N/A	514	有限会社某が株式会社某の営業一切を譲り受け、某銀行に対する債務一切を引き受けたことを通知する証書（当事者名全て空欄）
15-134	財団法人興国工業研究所	趣意書	財団法人興国工業研究所設立趣意書	N/A	N/A	515	国策遂行のために財団法人を設置する旨の趣意書
15-135	竹田龍太郎	覚書	覚書	N/A	1940/00/00	516	和知川発電水利権を竹田から譲り受けた某社（空欄）からの覚書
15-136	株式会社昭和海運公司専務取締役田中有蔵	始末書	始末書	株式会社川崎汽船専務取締役大久保賢治郎	1940/10/05	517	昭和海運公司（上海）が増資に当たり川崎汽船からの預かり金を流用して増資したことについて謝罪し、減資の手続を取る旨表明した文書。為替管理法に言及あり
15-137	株式会社昭和海運公司専務取締役田中有蔵	始末書	始末書	株式会社川崎汽船専務取締役大久保賢治郎	1940/10/05	N/A	15-136のコピー
15-138	株式会社昭和海運公司専務取締役田中有蔵	書簡	上海斎藤次郎並華服公司と広木四郎に貴社代理店勘定預り金を貸与せる件	株式会社川崎汽船専務取締役大久保賢治郎	1940/10/05	N/A	川崎汽船からの預かり金流用の詳細について説明
15-139	株式会社昭和海運公司専務取締役田中有蔵	始末書	始末書	株式会社川崎汽船専務取締役大久保賢治郎	1940/10/05	N/A	15-136のコピー
15-140	株式会社昭和海運公司専務取締役田中有蔵	書簡	上海斎藤次郎並華服公司と広木四郎に貴社代理店勘定預り金を貸与せる件	株式会社川崎汽船専務取締役大久保賢治郎	1940/10/05	N/A	15-138のコピー
15-141	株式会社昭和海運公司専務取締役田中有蔵	書簡	上海斎藤次郎並華服公司と広木四郎に貴社代理店勘定預り金を貸与せる件	株式会社川崎汽船専務取締役大久保賢治郎	1940/10/05	518	15-138のコピー
15-142	株式会社昭和海運公司専務取締役田中有蔵	暫約書	暫約書	株式会社川崎汽船専務取締役大久保賢治郎	1940/10/05	520	不始末について適切に処理する旨の暫約書

	依頼者	種別	表題	関係者	日付	No	内容
15-143	錦洲紡績株式会社	意見書	製作禁制品製造違反事件に就て	N/A	1940/10/16	521	法令に反して製造した2案件につき、従業員は法令についての知識を欠いており罪の意識はなかったものの、近年検事局はこの種の案件は必ず起訴する方針であるから、罰金の支払いはやむを得ない旨の意見
15-144	錦洲紡績株式会社	意見書	製作禁制品製造違反事件に就て	N/A	1940/10/16	N/A	15-143のコピー
15-145	株式会社兼松商店	意見書	N/A	N/A	1940/10/18	523	輸出地の銀行が戦乱により信用状の受取を拒否した場合には売買契約は双方の責に帰すべからざる事由により履行不能となったと認められることから、双方から解除を行うことができ、その場合には荷物を送る義務も当然に消滅する旨を記載した意見書
15-146	松井元治郎	報告書	報告書	N/A	N/A	525	元治郎の結婚に際しての身元調査報告書
15-147	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	531	会社定款の一部(断簡?)
15-148	田村商会	契約書	売買予約契約書	田村亨	N/A	532	磯黄鉾区売買に関する契約書。15-66関連
15-149	川崎重工業株式会社	質問書	N/A	N/A	1940/11/01	534	株金払込に関する問題について川重が山田に質問し、その回答を記入したもの
15-150	今永智一郎	財産目録	財産目録	N/A	1940/10/29	535	智一郎の後見人就任に当たって作成された財産目録
15-151	今永智一郎	財産目録	財産目録	後見人今永駒吉	1940/10/29	537	智一郎の後見人就任に当たって作成された財産目録
15-152	今永智一郎	財産目録	共有財産目録	後見人今永駒吉	1940/10/29	538	智一郎の後見人就任に当たって作成された財産目録
15-153	今永智一郎	財産目録	財産目録	N/A	1940/10/29	539	15-150のコピー
15-154	三井	覚書	メモ	N/A	N/A	540	法規に触れずにマッチ販売を行う方法についての説明
15-155	三井	委託書	N/A	N/A	N/A	542	マッチ販売に係る販売委託書
15-156	三井	委託書	N/A	N/A	N/A	543	15-155のコピー

戦時体制と弁護士

	依頼者	種別	表題	関係者	日付	No	内容
15-157	三井	委任書	N/A	N/A	N/A	N/A	15-155の「委託」を「委任」に修正したもの
15-158	三井	委任書	N/A	N/A	N/A	N/A	15-157のコピー
15-159	三井物産株式会社	契約書	根抵当変更契約書	三樹精油株式会社, 特種製油株式会社, 山本喜代松	1940/00/00	644	三樹精油と特種製油が三井物産に対して将来負うべき債務を担保するために工場抵当法に基づき山本所有の工場、機械等を根抵当権設定する契約
15-160	日本東亜輸出組 合連合会	契約書雛 型	売買契約書、輸出委託引受 書、輸出委託書	N/A	N/A	646	契約書、委託書の雛型
15-161	三井物産株式会社	証書	根抵当権設定証書	合資会社瀧野商店	1933/11/00	648	三井物産に対し根抵当権を設定する契約
15-162	三井物産株式会社	証書	根抵当権放棄書	合資会社瀧野商店	1940/11/00	651	三井が根抵当権を放棄する証書
15-163	三井物産株式会社	目録	目録	合資会社瀧野商店	1940/11/00	652	根抵当権放棄の対象となる不動産の目録
15-164	三井物産株式会社	証書	根抵当権放棄書	合資会社瀧野商店	1940/11/00	655	三井が根抵当権を放棄する証書
15-165	三井物産株式会社	目録	目録	合資会社瀧野商店	1940/11/00	656	根抵当権放棄の対象となる不動産の目録
15-166	川崎重工業株式会社	申出書	株式買受用申出書	N/A	1940/00/00	656	株金払込につき株式を買い受ける旨の申出書
15-167	横浜正金銀行	差入証	差入証	神栄製絲株式会社, 豊中生絲株式会社, 木曾川製絲株式会社, 田中製絲株式会社, 株式会社神栄製絲石 岡工場	1940/00/00	657	神栄製絲が他4社を吸収合併するため、4社の債権を同社が負う旨の申入書
15-168	愛久澤直紀	契約書	合併契約書	合資会社三五公司源 成農場、合資会社三 五公司南隣農場	1940/00/00	658	両社を合併する契約書。代表社員愛久澤文、無限責任社員愛久澤直紀、無限責任社員愛久澤直綱。愛久澤直哉は8月17日死去

	依頼者	種別	表題	関係者	日付	No	内容
15-169	三井物産株式会社	証書	差入証	N/A	N/A	659	某（氏名空欄）が三井物産から寄託を受けた製油原料等を無断で費消したことにつき謝罪のうえ、某所有の原料、半製品、製品を三井物産に信託的に譲渡する旨の差入証
15-170	三井物産株式会社	契約書	根拠変更契約書	三善精油、特殊製油	1940/00/00	661	資料水損、青焼き退色のため解説困難。15-159と関連か
15-171	N/A	念書	念書	N/A	1940/12/01	662	武庫郡良元村の土地約15万坪を工場（川西航空機宝塚製作所か）用地として売却するに当たって現所有者側が土地の取りまとめ、測量、整地等を行う旨の念書。目録には当事者として「伏見商業夜学校」記載あるが疑問あり。
15-172	N/A	委任状	委任状	N/A	1940/12/00	663	武庫郡良元村の土地を軍需工場用地として売却するに当たって現所有者側が小作等の権利関係の整理について委任する旨の委任状。宅地建物等価格統制令2条1項の認可を県知事に請求する旨の記載あり。目録には当事者として「伏見商業夜学校」記載あるが疑問あり。
15-173	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	666	会社定款の一部（断簡？）
15-174	川崎汽船株式会社 専務取締役大久保賢治郎	誓約書	誓約書	株式会社昭和海運公司 専務取締役田中雄蔵	1940/10/05	N/A	15-142のコピー
15-175	川崎汽船株式会社 専務取締役大久保賢治郎	誓約書	誓約書	株式会社昭和海運公司 専務取締役田中雄蔵	1940/10/05	N/A	15-142のコピー
15-176	N/A	証書	預証	N/A	N/A	667	取引のための前払い金として発注者から金具を預かり、取引後に精算して返還する旨の預り証
15-177	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	668	発注証明書が入手できないときには当社（社名空欄）は無条件で注文を取り消すことが可能とする書面
15-178	三菱重工工業株式会社 神戸造船所	契約書	委任約定書	三菱商事会社	N/A	669	三菱重工が三菱商事に物件購入を委任するに当たっての条件を定めた契約書

戦時体制と弁護士

	依頼者	種別	表題	関係者	日付	No	内容
15-179	三菱商事株式会社 社機械部大阪支 部	誓約書雛 型	誓約書	N/A	N/A	672	相手方に契約価格が価格等統制令に違反しないこ とについて誓約させる書面の雛型
15-180	N/A	注文書雛 型	注文書	N/A	N/A	673	某社（三菱商事か）が発注する際に使用する注文 書の雛型
15-181	三菱商事株式会 社	契約書雛 型	売買約定書	N/A	N/A	674	三菱商事が買主代理人として売買取引を行う際の 契約条件を定めた契約書雛型
15-182	三菱重工株式会 社神戸造船所	注文書雛 型	注文書	N/A	N/A	675	三菱重工が発注する際に使用する注文書雛型
15-183	三菱商事株式会 社	保証状	保証状	N/A	N/A	676	取引先に商品の数量、品質について保証させる書 面
15-184	三菱商事株式会 社	請書	代理買取御注文請書	N/A	N/A	678	代理人として買付を行うことを承諾した旨の請書
15-185	三菱重工業神戸 造船所	書簡	N/A	神戸造船所営業部材 料課長宮永進	1940/11/21	680	15-186、15-187の承認書を送付する旨の添え状
15-186	三菱重工業神戸 造船所	発注承認 書	発注承認書	商工省機械局長	N/A	681	鉄道車両機器として単相変圧器の発注を承認する 旨の書面
15-187	三菱重工業神戸 造船所	発注承認 書	発注承認書	商工省機械局長	N/A	682	鉄道車両機器として単相変圧器の発注を承認する 旨の書面
15-188	住友金属工業株 式会社	株主総会 決議録	株主総会	N/A	1940/05/17	683	定款変更に関する総会決議
15-189	川西航空機会社	覚書	覚書	西中弘	1940/00/00	684	川西航空機が20万坪の工場用地の買収について西 中に全権を委任する書面
15-190	株式会社第一銀 行神戸支店	証書	建物賃貸契約証書	N/A	1940/00/00	686	神戸区栄町通の建屋、倉庫を第一銀行が賃貸する 旨の証書
15-191	横浜正金銀行	意見書	横浜正金銀行条例第十一条 第十三条に就て	N/A	1940/12/09	688	不動産株券その他物件の売買を原則として禁じた 横浜正金銀行条例について、動産譲渡担保として 信託的に債務者所有物件の譲渡を受ける行為は同 条には抵触しない、との意見
15-192	三井物産株式会 社	覚書	覚書	特殊製油株式会社、 三豊精油株式会社	1940/12/00	692	退色のため判読困難。15-159関連か

	依頼者	種別	表題	関係者	日付	No	内容
15-193	川崎重工工業株式会社	寄附行為	財団法人川崎研究所寄附行為	N/A	N/A	694	川崎重工が研究調査のために設置する財団法人川崎研究所の寄附行為。15-126関係
15-194	横浜正金銀行	意見書	意見書	N/A	1940/12/16	699	債務者所有の株式を債権担保のために信託的に譲渡を受け名義を書き替える行為は横浜正金銀行条例や改正商法の立法趣旨に反するため行うべきではない、との意見
15-195	N/A	証書	差入証	N/A	1940/12/16	701	休閒地を野菜類栽培のために使用貸借する旨の差入証
15-196	兼松商店	証書	差入証	株式会社南支貿易公司	1940/00/00	703	某（氏名空欄）が兼松から250万円の貸付を受け、英領香港に南支貿易公司を設立し、兼松の総代理店となる旨の差入証
15-197	兼松商店	契約書	契約書	竹藤峰治	1940/00/00	704	南支貿易公司設立のための貸付金として兼松が竹藤名義の横浜正金銀行神戸支店口座に250万円入金する旨の契約書
15-198	三井物産株式会社	覚書	覚書	特殊製油株式会社、山本喜代松、三喜糧油株式会社	1940/12/00	705	特殊製油、山本が三喜糧油に対して負っている債務の保証として約束手形を振り出し、三井物産に対して負っている債務の保証として約束手形を振り出し三喜糧油が裏書保証する旨の覚書
15-199	N/A	証書	差入証	N/A	1940/12/16	707	15-195のコピー
15-200	N/A	書簡	N/A	N/A	N/A	709	以前締結した播州沿岸地方開発発行為施行並びに埋立予定地に関する売買契約書は県として本省から認可を得るための一種の見せ金として結んだものであるから、改めて交渉の上で正式な契約を締結したい、との申し入れ。
15-201	日本勧業銀行神戸支店	意見書	N/A	大西勝之介	1940/12/20	710	大西が勧業銀行からの示談金を受け取らない件について、放置しても構わないし、放置では都合が悪い場合は郵便で送りつけられよ、との意見
15-202	菱倉自動車運輸株式会社	定款	定款	N/A	N/A	712	会社の定款

戦時体制と弁護士

	依頼者	種別	表題	関係者	日付	No	内容
15-203	三井物産株式会社	覚書	覚書	特殊製油株式会社， 山本喜代松，三喜糧 油株式会社	1940/12/28	717	15-198とほぼ同一か。水損，退色のため判読困難
15-204	三井物産株式会社	証書	預り証	特殊製油株式会社， 山本喜代松，三喜糧 油株式会社	1939/09/00	719	譲渡担保として譲渡した工場機械等を操業のため に三井物産から借り受けた旨の預り証か。水損， 退色のため判読困難
15-205	三井物産株式会社	契約書	譲渡契約証書	特殊製油株式会社， 山本喜代松，三喜糧 油株式会社	1939/09/00	720	債務の担保のために工場機械等を三井物産に譲渡 する旨の契約か。水損，退色のため判読困難
15-206	三陽汽船	契約書	契約書	上繁秀雄，石田和夫	N/A	723	上繁と石田が共同で三陽汽船を設立し上繁が経営 に当たっていたが，「所謂新体制の趣旨に即り」同 社を上繁の個人会社とすることとし，石田は役員 を辞任し株式は上繁に譲渡する旨の契約
15-207	川崎重工業株式 会社	契約書	使用貸借契約書	兵庫県	1941/02/25	724	川崎重工所有の遊休地を県に無償で貸し出す旨の 契約

リアからの羊毛輸入から事業を拡大した神戸発祥の商社、神戸生絲、鐘淵紡績、増田製粉所は当時神戸に主たる生産拠点を構えていた製造業である。三五公司については四で詳述する。川崎重工業と三菱重工業は重工業都市神戸の中核企業であり、この時期には軍需企業として国家的重要性をますます高めつつあった。これらの企業の多くは義父である高倍から引き継いだものと思われるが、山田が神戸に拠点を置く様々な業種の有力企業に対し法的サービスを提供していたことがわかる。

続いて、「昭和十五年度意見書綴」に含まれる文書の種類について概観しておきたい。同簿冊に編綴されている207点の文書は、おおまかに4つに分類することができる。第1の類型は、企業間で実際に交わされた契約書、証書、覚書類である。第2の類型は、企業や団体の定款や寄附行為である。第3の類型は、企業間取引で用いられる契約書等の書類の雛型である。これら3つの類型の文書の中には、依頼主の企業が山田に持ち込んでチェックを依頼したものと、山田が企業側の求めに応じて案文を作成したものとが見られるが、いずれにせよ正確な法的知識に基づき、紛争を未然に防ぐことが山田に期待されていた。第4の類型は、依頼主の企業からの照会に対して山田が作成した意見書である。この類型の文書からは、帝大卒にして判事出身の弁護士・山田作之助の法学識に対する依頼主企業の期待を読み取ることができるだろう。

次章以下では、「昭和十五年度意見書綴」に収められている文書を、いくつかの案件の類型ごとに検討していくことにしたい。

三 「バンク・ロイヤー」として： 戦間期の金融実務への法的助言

本章では、第四章以下の戦時体制下での弁護士活動と対照するために、戦時体制以前の戦間期に発生した案件処理を見ていくことにする。山田は戦後のインタビューの中で、戦前の自らの弁護士活動を振り返って次のように語っている⁽¹⁶⁾。

まず、神戸で弁護士を始めて一番初めに、昭和二年に金融パニックというものがあった。十五銀行が潰れたりした大恐慌、神戸がその震源地で、神戸の鈴木商店というのが潰れ、そのために神戸の川崎造船所が潰れ、十五銀行が潰れ、台湾銀行が潰れかけるということで、ズラッと潰れたのです。元来神戸というところは、第一次欧州戦争の好景気が日本一に影響したところなんです。内田信也さんを始め所謂船成金が続出し好景気を満喫したところですが、その反動が来て昭和二年には金融恐慌となり大きなところが潰れてしまった。そういうわけで神戸が震源地です。その当時私は台湾銀行神戸支店の弁護士だったわけです。だから震源地のまん中にいたわけです。（中略）

それで、私はその後〔鈴木商店破綻後〕もバンク・ロイヤーになりましたね。それから手形交換所の仕事もするようになりましたが、その頃の銀行の仕事は、好景気時代に貸付けた貸付金の回収、取立をやるからずい分苦勞したですわ。訴訟して取り立てるのは楽ですけどもね。とにかく銀行というのは訴訟を嫌いますからね。そうやって訴訟をしないでいかに取り立てるかという方法を習いましたね。神戸にいたために。

この中で山田は、第一次世界大戦中の好況からその後の恐慌へと続く中で、鈴木商店の破綻に象徴されるように神戸の経済界も大きな打撃を受け、台湾銀行神戸支店など顧客企業での対応に迫られたことを語る。そして、鈴木商店破綻後には「バンク・ロイヤー」として、手形交換所の仕事や訴訟外での銀行の貸付金回収に奔走したと回想している。戦間期の山田は自らを「バンク・ロイヤー」と位置づけているが、前章の【表1】で見られるとおり、実際に「昭和十五年度意見書綴」にも多くの金融実務関係の案件の文書が残されている。以下ではそのうちいくつ

(16) 「あの人この人訪問記 第97回山田作之助さん（上）」（聞き手：野村正男）『法曹』204号、1967年、16-17頁。

かを取り上げる。

(1) 兵庫県農工銀行事件の後処理

兵庫県農工銀行事件とは、次のような訴訟事件である。⁽¹⁷⁾被告・加古川町の町会において8万円を限度とする借り入れについて議決したところ、町長が当該決議書を提示して複数の銀行から借り入れを行い、最後に貸付を行った原告・兵庫県農工銀行（合併により日本勧業銀行が承継）が取り立て不能となり損害を蒙ったとして、当時の民法44条「法人ハ理事其他ノ代理人カ其職務ヲ行フニ付キ他人ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス」に基づき原告が被告に損害賠償を求めて提訴した。大審院は、民法44条は公法人には適用しないとする従来⁽¹⁸⁾の判例を変更し、被告に貸付金の返済を命じた（大判1940年2月27日民集19巻441頁）。

この事件は、山田が原告・兵庫県農工銀行の訴訟代理人として民法44条に関する従来⁽¹⁸⁾の大審院判例を変更させることに成功したとして、弁護士生活の中でも特に印象的な事件として後に回想している。

この大審院判決は、まさに「昭和十五年度意見書綴」所収の文書類の作成された1940年に出されたものであり、この簿冊にはこの大審院判決後の案件処理に関わる文書が含まれている。⁽¹⁸⁾【15-62】は、山田が大審院で本件訴訟が確定した後、これまでの訴訟の経緯を本件原告の承継人である日本勧業銀行神戸支店に説明したものであり、山田の筆致から大審院での全面勝訴に意気揚々とする様子が伝わってくる。また、被告側の上告理由書を民法学者の末川博が執筆したとされていることも興味深い。【15-67】は、本件請求認容の確定判決でもって、公法人たる被告・加古

(17) 本事件については前掲拙稿56頁でも取り上げている。

(18) 以下では、「15-〇〇〇」は【表1】左端の文書番号を指すものとする。

例えば15-62は「昭和十五年度意見書綴」の62件目の文書を指す。また、【12-62】のように隅付き括弧を付した文書番号のものについては、本文の後に付した史料編に全文または一部を掲載している。

川町に対し民事訴訟法上の強制執行の申立てを行うことができるかどうかを論じた意見書である。ここでは東京帝大教授を務めた公法学者の野村淳治の著書を引用していることも、「学士弁護士」の面目躍如といったところである。【15-86】は、大審院判決で支払いを命じられた貸付金の返済方法について、被告・加古川町が原告承継人・日本勧業銀行に対し、起債認可までの間分割払いにすることを約した差入書の文案である。これらの文書から、兵庫県農工銀行事件が最終的にどのように収束したかが判明する。

(2) 川崎造船所失権株式競売不足金請求事件の処理⁽¹⁹⁾

神戸に本社を置く川崎造船所は、第一次世界大戦後の昭和恐慌で経営が悪化した。1927年に経営立て直しのための第一次整理案が実施されたものの、資本減少や債務減免を伴わない微温的な内容であったため経営再建は失敗に終わり、1930年には債務額が1億4,100万円まで膨らんだ。⁽²⁰⁾ このため、1931年から第二次整理案が実施されることとなり、主取引銀行である十五銀行（川崎系列の神戸川崎銀行を吸収）に対し債務の減免を要請するとともに、1931年7月10日の取締役会で和議条件を決定、同月21日に和議開始を神戸地裁に申し立てた。この和議条件の中では株主責任も問うものとして、減資と合わせて未払込の株金徴収が実施されることとなり、⁽²¹⁾ 株金未払いの株主の保有する株式を競売にかけ、競落額と

(19) 本項は科研メンバーの小松昭人氏の研究成果（未公表）に基づく。

(20) 柴孝夫「金融恐慌時における経営戦略の破綻とその整理—川崎造船所の場合」『経営史学』15巻1号、1980年。

(21) 1899年商法では設立時や増資時に株金の分割払込が認められており、株金を全額支払っていない株主が存在していた。昭和恐慌時には、株金未払いの株主の株式を競売して失権させ、失権株主に不足額を請求して資本の充実をはかる例が多く見られた。南條隆＝粕谷誠「株式分割払込制度と企業金融、設備投資の関係について—1930年代初において株式追加払込が果たした役割を中心に—」“IMES discussion paper” No. 2007-J-20, 日本銀行金融研究所, 2007年 (<https://www.imes.boj.or.jp/research/papers/japa->

未払額の差額（不足金）を元株主（失権株主）に請求する「失権株式競売不足金請求」訴訟が提起された（1938年改正前商法153条3項）。この訴訟では、他の法律事務所と共同で高倍山田法律事務所が原告・川崎造船所（1939年に川崎重工業に社名変更）の訴訟代理人を受任し、失権株主に対する不足金請求訴訟を大量に提起した。「山田作之助関係資料」にはこれらの訴訟に関する資料も数多く残されており、今後の分析が待たれる。「昭和十五年意見書綴」では、【15-120】に訴えられた失権株主からの苦情に対し川崎重工業名義で拒絶する旨の回答書案が残されている。和議開始から10年近く経過した1940年においてもいまだ案件の処理が終結しておらず、山田も引き続き関与していたことがわかる。

（3）金融取引と新たな担保

昭和初期には、民法上の典型担保や保証契約に代わる、民法に規定を持たない新たな担保の方法が金融実務上次々に登場しており、「バンク・ロイヤー」を自認する山田もその対応を顧問先の銀行に指南している。

【15-56】では、預金者の定期預金を担保とする貸付の手続について、定期預金の法的性質から説き起こし、現在行われているよりも簡略な方法で有効に実施することができることを説明し、手続書類の雛型も提示している。これは特定の銀行宛の文書ではないことから、顧問先の複数の銀行に提供していたことも考えられる。

他にも、15-124は横浜正金銀行と製粉会社の間で設定された集合動産譲渡担保についての担保差入証、15-128は同社間で設定された根抵当についての担保差入証であり、これらの新種の担保に対する山田の適応力を示している。

(4) 1938年商法改正への対応

1938年商法改正は、第一次世界大戦後に繰り返された恐慌に対応する新たな制度を複数導入する大規模なものであり、山田は依頼主企業などの相談に応じてその対応を示唆している、15-194では横浜正金銀行に対し株式の譲渡担保について、15-16では義父である高倍権太郎に対し株金払込時の検査役選任制度の新設について説明しており、法改正に関する情報収集を積極的に行っていたことが観取される。

以上(1)～(4)で見た案件は、直接に戦時体制と関係するものではないが、戦間期の不況を反映したものと見ることができ、目下の経済状況に即応しようとする金融実務に密着した「バンク・ロイヤー」としての山田の仕事ぶりをみることができる。

四 大陸、南方での企業活動への法的助言

1867年の開港以来、神戸は西日本を代表する港湾都市として発展を遂げ、20世紀に入ってから大陸や南方への窓口として多くの企業が神戸を起点に対外的な事業を展開した。神戸は帝国日本の対外展開と密接に結びついており、その神戸で企業弁護士として活動する山田もそのような外地での企業活動を法的にサポートすることも少なくなかったと思われる。本章ではこのような外地での企業活動に関係する文書をごく簡単に取り上げたい。

(1) 朝鮮・中国への企業進出

15-14, 15-15は、出資者等の詳細は不明であるが、朝鮮の京城に漢城鉄工所を設立する際の定款案である。タイプ打ちの15-15には手書きで修正が加えられ、15-14において修正を反映する形でタイプにて清書されており、山田の手による修正の可能性が高い。15-51は、こちらも詳細は不明であるが、氏名不詳の三人が上海で土地ブローカー業を起業し

ようと画策して三人の間で交わされた覚書案である。この案件に山田がどのように関与したか史料からは判然としない。

【15-196】、【15-197】は、台湾銀行を経て華南銀行常務を務めた竹藤峰治が香港に南支貿易公司を設立するに当たって、兼松商店が横浜正金銀行を通じて資金提供し、兼松が同社の日本総代理店となることを約した文書である。竹藤は1920～30年代に台湾と福建省などの大陸側を一体とする一大経済圏を構築しようと奔走しており、この会社設立の動きもその一環と見られるが、「南支貿易公司」が実際に設立に至ったかは不明である。⁽²²⁾⁽²³⁾

(2) 南方の農場

【15-168】は、愛久澤直哉が設立した合資会社三五公司南隆農場を合資会社三五公司源成農場に合併させる旨の合併契約書である。愛久澤直哉は、1866年10月に愛媛県で生まれ、第一高等中学を経て帝国大学法科大学を卒業後、三菱合資会社を経て台湾総督府に入り、岡松参太郎の指揮の下台湾旧慣調査において商慣行の調査を行った。また、岡松の姪である中村備（ソノヲ）と結婚し、岡松や山田と姻戚関係を結んだ。さら⁽²⁴⁾

(22) 松浦正孝『「大東亜戦争」はなぜ起きたのか』（名古屋大学出版会、2010年）282頁以下。

(23) 国立国会図書館デジタルコレクションにおいて「南支貿易公司」で全文検索を行っても1件もヒットしないことから（2025年2月6日確認）、設立に至らなかったか、設立に至ったとしてもほとんど活動実態がなかったかのいずれかと推測される。

(24) 山田の義父である高倍権太郎と、山田の母方の叔父（母・鳩の弟）である岡松参太郎は1894年7月に（東京）帝国大学法科大学法律学科英吉利法兼修を、愛久澤直哉も同年に同政治学科を卒業しており（『帝国大学一覧 従明治廿七年至明治廿八年』帝国大学、1895年、377・393頁）、3人は帝大法科の同期である。愛久澤は岡松の姪（中村勝に嫁した岡松の姉・英の長女、1883年10月生）・備と結婚するなど（すなわち、山田と愛久澤の妻・備は（岡松豊谷を共通の祖父とする）従姉弟関係である。前掲・拙稿34頁の系図で適（岡松の京都帝大での教え子で台湾旧慣調査に従事した

に對岸の福建省廈門に国策会社として三五公司を設立。三五公司は後に総督府の手を離れ愛久澤の私企業として、マレー半島におけるゴム栽培、台湾での開墾、農場経営などを手がけた。神戸市内に三五公司の本部機能を持つ「愛久澤事務所」を置き、山田は愛久澤事務所からたびたび依頼を受けていたことが山田作之助関係資料から判明している。

愛久澤と妻・備は1940年に相次いで死亡し（備が1月20日、直哉が8月17日⁽²⁵⁾）、三五公司の経営権は、この2人の間の娘・文と孫・直紀、直綱⁽²⁶⁾に継承された。彼女らは、これまで分立していた2社を合併することとし、この契約書が作成されたものと推測される。従来からの愛久澤家との強い関係性を背景に、山田が本件合併契約書の作成に関与したものとと思われる。

宮内季子の妻）と備を喜之助の婚外子としたのは誤りであり、ここに訂正したい）、山田、岡松、愛久澤の3家は密接な関係を築いた。愛久澤と岡松の関係については、春山明哲『近代日本と台湾—霧社事件・植民地統治政策の研究』藤原書店、2008年、268・308-309頁、西英昭『『臺灣私法』の成立過程—テキストの層位学的分析を中心に』九州大学出版会、2009年、62頁。なお、『人事興信録 第11版改訂版下』、1938年、ア50頁によると、愛久澤直哉は愛媛県士族吉岡正忠の三男で、東京府愛久澤克衛の養子に入り家督を継いだとある。愛久澤家は伊予西条藩の家老であり、養父・克衛は廃藩置県後に旧西条藩の西条陣屋が石鉄県から払下げられる際に、その入札に名を連ねている（平井誠「明治期における廃城の変遷と地域動向—愛媛県内の城郭・陣屋を例として」『愛媛県歴史文化博物館研究紀要』7巻、2002年、27-28頁）。

(25) 朝日新聞1940年1月22日付朝刊5面、8月20日付朝刊4面の死亡広告。

(26) 文は直哉の長女で1896年9月生、直紀と直綱は文の息子でそれぞれ1918年2月生、1922年3月生（『人事興信録 第13版上』1941年、ア38頁）。文らは敗戦に伴い台湾などの在外財産を失ったが、愛久澤事務所は存続し、日本で最初の本格的リゾートホテルとして知られ、直哉が1929年から経営し、一時米軍に接収された後返還された逗子なぎさホテルの経営にあたった。

五 「戦時」の国内の企業活動への法的助言

本章では、山田が1940年頃に神戸に拠点を置く企業から依頼を受けた案件の中から、戦時立法に関わるものを見ていくことにする。それに先立ち、1940年時点での戦時立法の状況について概観する。

第一次世界大戦においてヨーロッパで展開した総力戦の様相は、日本にも広く知られることとなり、1918年には日本にも軍需工業動員法などの統制立法が導入された。しかし戦場から遠く離れた日本はむしろ生産拠点として好況に沸き、ドイツの降伏により総動員体制に突入するまでもなく終戦を迎え、これらの統制立法は発動の機会をみなかった。

戦後、日本は一転して不況に突入し、その後関東大震災を経て世界大恐慌に見舞われるが、その過程でカルテルなどによる主要産業の組織化が進行し、1931年にカルテルを一定程度規制しつつも促進する重要産業統制法が⁽²⁷⁾制定された。そして同年には柳条湖事件が勃発し、翌32年には傀儡国家である満洲国が建国され、日本の大陸侵略が一段と激化する。1937年には盧溝橋事件が起きて日中戦争が開戦、日本は本格的に「戦時」に突入していく。

そうした中で日本は第一次世界大戦時にヨーロッパで全面展開した総力戦体制を取り入れ、徐々に経済統制を強めていく。1937年には臨時資金調整法を制定して資金の流れを統制し、翌38年には国家総動員法を制定し、国内の物資、組織、労働力を戦争遂行に注力する態勢を整えていく。次いで1939年にはドイツによるポーランド侵攻を皮切りにヨーロッパにおいても第二次世界大戦が開戦し、同年に日本は価格等統制令により価格統制を強めた。そして、1941年には真珠湾攻撃から日本と連合国との全面戦争が始まっていくことになる。「昭和十五年度意見書綴」は、まさに日本において戦争の進行に伴い総力戦体制が整えられ、法制面で

(27) 戦間期の日本経済については、武田晴人『日本帝国主義の経済構造』(東京大学出版会、2024年)が最新の包括的研究である。

も戦時法体制が強化されていく状況下での、港湾・軍需都市神戸の企業と企業弁護士の姿を伝えている史料ということになる。

（１）航空機工場の用地取得

幕末に開港場となった神戸には、官営工場である兵庫造船所の開設を皮切りに、造船業が育った。官営兵庫造船所は川崎正蔵に払い下げられて川崎造船所となり、さらに三菱による三菱造船所も開設され、商船のみならず各種艦船の建造の受注を通じて両社は大きく発展していった。大正期以降、神戸では電気機械製造も展開を見せ、三菱電機や川西機械製作所が工場を構えた。そして1920年代以降、航空機の開発・製造が本格化し、島国の日本にとってはとりわけ軍用機の実用化が焦眉の課題となる。このような国家的課題に應えるため、政府の旗振りの元、多くの重工業企業が航空機製造に参入した。⁽²⁸⁾ 航空機製造のための子会社として、川西機械製作所は1928年に川西航空機を、川崎重工業は1937年に川崎航空機工業を設立し、神戸の外に工場用地を求めることになった。

【15-2】は、川崎航空機工業が新たに明石郡林崎村（現・明石市）に明石工場を開くに当たって、村内の土地を買い集める際に用いた周旋人への周旋料の支払いを村側が川崎に依頼する上申書である。この川崎航空機工業明石工場は1940年12月に開設され、海軍の軍用機を生産したが、1945年に空襲で焼け、戦後は川崎重工業明石工場となり航空機のエンジン等の生産を行い、現在に至っている。

【15-171】、【15-172】、【15-189】は、川西航空機が武庫郡鳴尾村（現・西宮市）の鳴尾製作所などに続く工場として武庫郡良元村（現・宝塚市）に宝塚製作所を開くに当たって、村内の土地を買い集めるために媒介人を用いた際の書類である。ここでは土地所有者や小作人に対する立ち退き料も記載されるなど、買い上げの実態がより詳しくわかる。川西航空

(28) 明治以降の神戸における工業の発達については、『新修神戸市史 産業経済編Ⅱ 第二次産業』（神戸市，2000年）に全体像が描かれている。

機宝塚製作所は1941年12月に開設され、多くの労働者や女子学徒を徴用して軍用機の生産が進められたが、1945年7月24日に空襲を受け、多数の学徒が焼死した。戦後、川西航空機は新明和へと社名を変え、空襲で焼けた宝塚製作所の敷地はいくつかの経緯を経て1949年に大半が阪神競馬場⁽²⁹⁾となった。

【15-70】は、土地収用に伴う事業認定申請書である。この1939年1月19日付の文書は、差出人が不明、宛先は木戸幸一内務大臣で、「製造事業法」（空欄ママ）に基づき工場用地を取得するために土地収用法13条に基づき土地収用事業認定の申請を行う申請書の文案である。史料上明確な証拠はないが、この文書の差出人は上述の川崎航空機工業で、上記の空欄を補充すると「航空機製造事業法」で、同社明石工場の用地取得に関わるものと推測される。旧・航空機製造事業法（1938年法律第41号）は、第8条で「航空機製造事業ハ土地収用法第二条ノ土地ヲ収用又ハ使用スルコトヲ得ル事業トシ同法ヲ適用ス」と定める。民間事業者が行う航空機製造事業の事業用地について土地収用を認めた規定であり、戦争遂行のためにとりわけ重要性の高い航空機産業に優先的に土地利用を認めようとする国策に基づく立法と位置づけられる。軍需企業が総動員体制の下で戦時立法を用いて事業を拡大していく局面に弁護士も関与していたことが窺われる。

（2）臨時資金調整法への対応

【15-127】は、神戸市に本社と工場を構える増田製粉所が増資を計画し、河田烈大蔵大臣と小林一三商工大臣にその認可を申請した申請書である。明治以来、神戸は輸入麦類を用いた製粉業が盛んになり、日清製粉、日本製粉、増田製粉所などの工場が兵庫運河沿いに軒を並べた。⁽³⁰⁾

(29) 『宝塚市史 第三巻』（宝塚市、1977年）、425-429・441-443頁。

(30) 神戸の製粉業については、前掲『新修神戸市史 産業経済編Ⅱ』698-714頁。

1940年に一民間企業である増田製粉所が政府に増資の認可申請を行ったのは、1937年臨時資金調整法が第8条で「命令ノ定ムル時局ニ緊要ナル事業ヲ営ム会社ハ事業拡張ノ場合ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ属スル設備ノ費用ニ充ツル為株金全額払込前ト雖モ其ノ資本ヲ増加スルコトヲ得」と定めており、「時局に緊要なる事業」である製粉業を営む同社が事業拡張のために株金の全額の払込みを行わずに増資を行うためには政府の認可が必要とされていたからである。

日中開戦により食料の逼迫が現実化する中、政府は米に加え小麦粉も配給統制を行うこととして小麦粉等配給統制規則（1940年農林省令第65号）⁽³¹⁾を制定し、これに対応するために大手製粉会社15社が共同出資し、全国製粉配給株式会社が設置されることとなった。その際に増田製粉所は業界4位の生産能力を持ちながら他社と比べて資本金額が少なかったことから、新会社への出資に合わせて自社の資本金も増強する目的で増資を計画したのが本件申請書である。この申請書は山田が作成したものでどうか不明で、山田がどの程度本件に関与したか史料上は明らかでないが、資金統制や配給統制が強まっていく中で、企業側が山田の助言を必要としていたことは確かであろう。

（3）価格統制令への対応

日中開戦から順次総動員体制が敷かれていく中、物価の高騰を抑える目的でさまざまな価格統制立法が行われた。その中核となったのが価格等統制令（1939年勅令第703号）であり、山田が受けた案件にも同令に関わるものが見られる。

15-179は三菱商事機械部大阪支部が取引先に対して価格等統制令に違反していないことを誓約させる誓約書の雛型である。15-186、15-187は、

(31) 戦時期における小麦粉を含む麦類の統制については、横山英信「戦時期日本における麦需給政策の展開」『農業経済研究報告』25巻、1992年、151-170頁。

三菱重工業が鉄道用車両に用いる変圧器を受注した際にその発注が価格等統制令に従った適法のものである旨を商工省機械局が承認する発注承認書について、三菱側が用意した承認書案であり、15-185で山田は三菱重工業神戸造船所営業部材料課長からその内容について意見を求められている。

川西航空機宝塚製作所の用地買収をめぐる前掲【15-172】においては、宅地建物等価格統制令（1940年勅令第781号）に言及している。同令第6条は「宅地以外ノ土地ガ宅地ニ供セラルル為譲渡セラルル場合ニ於テハ前条第一項ノ場合ヲ除クノ外命令ノ定ムル所ニ依リ譲渡人又ハ譲受人ニ於テ其ノ土地ノ価格ニ付行政官庁ノ認可ヲ受クベシ譲渡ノ目的ヲ以テ宅地以外ノ土地ヲ宅地ニ変更シテ之ヲ譲渡スル場合亦同ジノ前項ノ場合ニ於テハ土地ノ価格ハ前項ノ規定ニ依ル認可アリタル額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支払ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ」と定めており、本件用地買収においてこの規定に従って兵庫県知事に認可を求めることが盛り込まれている。

総動員体制のもと、各企業は物資、資金、土地の調達を行うにあたって、さまざまな統制立法に直面した。統制の初期において、各企業は適法な取引を行っていくためにまずは弁護士の手を借りる必要があると考えたことから、山田のような企業弁護士の活動する局面がたびたび訪れていたことが推測される。「山田作之助関係資料」には、戦前・戦時期の官報や、法学協会雑誌をはじめとする法律雑誌が数多く残されている。山田は、官報を通じて新しく制定された統制法令の規定を入手し、法律雑誌掲載の新法解説記事からその内容や制度趣旨を理解していたものと思われる。法学者による「解説法学」は、⁽³²⁾ 弁護士ら法律実務家の戦時の法実践の場において活用されていたのである。

(32) 「解説法学」, すなわち法学協会雑誌等における経済統制法令に対する
東京帝国大学法学部関係者による解説については、出口雄一「戦時経済統

六 欧州開戦に巻き込まれた海運業への法的助言

海港都市神戸は明治以来多くの渉外事件を抱え、外国語に秀で、外国法に通じた「学士弁護士」はとりわけ重宝された。山田作之助は、同じく学士弁護士であった義父の高倍権太郎から多くの商社や海運企業からの仕事を継承した。本章では、1939年のヨーロッパにおける開戦が神戸の取引界に与えた影響の一端と、それに対する山田の法的助言について、「昭和十五年度意見書綴」所収の文書から見てみることにしたい。

1939年9月、ドイツのポーランド侵攻を受けてイギリス、フランスがドイツに対して宣戦布告し、第一次世界大戦以来となるヨーロッパ強国同士の戦争が始まった。【15-18】は、神戸の港湾企業であるニッケルエンドライオンス（Nickel & Lyons）社⁽³³⁾に対し作成した意見書である。ドイツ商船ブルゲンラント号は神戸港で中国発の貨物を積み込み、9月15日にドイツ・ハンブルクに向けて出航する予定であったところ、9月2日に英仏両国が宣戦布告し、ドイツは英仏両国から海上封鎖を受けることになり、貨物の運送の実施が困難になった。この状況下で、荷送人であるニッケル社が運送契約を解除し船主に対して当該貨物の引渡しを求めることができるかが問題となった。山田は、ドイツの各港が封鎖されて運送契約の目的を達することが不可能になったことから、ドイツ商法629条および日本商法614条により荷送人は無条件で運送契約を解除する

制と「解説法学」前掲伊藤孝夫編著『経済法の歴史』81-96頁。

(33) ニッケルエンドライオンス社は、1880年ドイツ人船長カール・ニッケルが香港に設立したニッケル商会に淵源を持ち、1913年にライオンス社と合併してニッケルエンドライオンス社となり、神戸で輸出入貨物の荷役、通関、船舶代理店業を営んだ。戦時中は外資系企業ということで事業閉鎖に追い込まれるが、戦後の1946年にはイギリス人商人F.M.ジョネス（先述の通り山田邸の前所有者であり、山田との関係も深かった）によって再興され、戦後の神戸港の発展と共に会社は成長し、住友倉庫の傘下に入った。

ことができ、出航前で何らの運送も行われていないことから運賃の支払い義務はない旨の意見を表明した。

1944年6月にはイタリアが枢軸国側で参戦した。【15-99】は、三井物産が商品を船積みで輸入したところ、輸送中にイタリアが参戦したために商船がイタリア領東アフリカのマッサワ港に入港中に抑留され、目的物の運送ができなくなった案件において、その後の処理について山田が三井物産から受けた照会に対して意見を述べたものである。ここでも山田は戦争の開始は不可抗力に当たり、売買契約は無賠償で解除可能であるが、目的物滅失の損害は民法の危険負担の原則に則り債権者（買主）が負う旨回答している。

以上のように、ヨーロッパでの第二次世界大戦の開戦は世界の海運に大きな影響を与えており、神戸においても企業がそのリスクをどのように負担するかについて法律家の力を借りる場面が見られたのである。

むすび

ここまで、戦間から戦時への移行期である1940年に、港湾・軍需都市神戸において弁護士として第一線で活動した山田作之助が案件処理した法律文書を綴った「昭和十五年度意見書綴」について検討を行ってきた。一つの案件について残された文書はそれほど多くなく、依頼者側の抱えていた問題の全容を把握することは困難であるが、依頼者から持ち込まれた案件について山田なりに問題の所在を把握し、精力を傾けて法的助言を行っていたことは、各文書から十分に見てとることができる。

昭和恐慌から開戦へと進む中で、多くの企業は1938年商法改正や数々の統制立法への対応を迫られた。恐慌からの経営再建、統制からの防衛、外地への進出、国策を梃子とした業態の拡大など、「昭和十五年度意見書綴」に登場する企業の抱えていた問題は多様であったが、山田は、法の制定趣旨を踏まえ、依頼企業の利益を最大化するために助言を行った。時に依頼企業が法の趣旨から逸脱しようとしているように見える場合に

は、ブレーキをかけることも躊躇しなかった。⁽³⁴⁾

山田は神戸に拠点を置く企業をクライアントとする弁護士として活動しており、神戸経済界に特有の問題も取り扱った。一つは、昭和恐慌が神戸に拠点を置く鈴木商店、台湾銀行、川崎造船所を直撃し、山田はその後処理に奔走したが、1940年時点でもその影響は残っていた。もう一つは、神戸では川崎・三菱造船所争議（1921年）や鐘紡争議（1930年）といった全国に名を知られた労働争議が発生し、会社側弁護士として事態收拾の先頭に立った（ただし、1940年には争議は終息しており、「昭和十五年度意見書綴」には労使問題に関する文書は残されていない）。あと一つは、神戸が日本の輸出入の玄関口であったことから、山田は多くの渉外案件を抱えており、戦線の開始、拡大に伴い発生した取引の障害について山田は解決に向けて助言を行っている。

そして最後に触れておかなければならないのが、山田作之助の戦争協力の問題である。これまでの弁護士史研究において、弁護士の戦争協力の問題が大きく取り上げられることは少なかった。弁護士全体で見た場合に、戦時下において弾圧の対象となることはあっても、戦争に積極的に協力することはその立場上少なかったものと思われる。他方、産業界とのつながりの深い企業弁護士の中には、軍需企業等との接触を通じて戦争に関与した者もいたであろう。山田もその一人であり、川崎重工業、三菱重工業、川西航空機などの軍需企業から物資、資金、工場用地の調達などに関する相談を受け、法的助言を行っていることから、そこに戦争協力を読み取ることは不可能ではないであろう。しかし、意見書等を読む限り、山田自身が戦争に積極的に関与し、支持を与えようという姿勢を示したことはなく、国粋主義、軍国主義的な主張を行った形跡も見られない。あくまでも依頼企業からの相談に対し法的観点から端的に回答を行っているに過ぎない。これは、同時代の官僚や法学者の中には戦

(34) 15-194は、横浜正金銀行が行おうとした取引について、横浜正金銀行条例や改正商法の立法趣旨に反するとして止めるよう意見を表明している。

争遂行に積極的に加担した者が少なくなく、戦後に公職追放や教職追放を受けたのとは対照的である。山田自身の思想を窺い知ることは容易ではないが、立場上戦争に表立って反対する姿勢は見せなかったものの、自由経済こそが本来あるべき姿であると考え、統制経済に対しては積極的評価を下していなかったように思われる。山田が1960年に最高裁判所判事に推挽されるに当たって、戦時中の言動が問題視されることはなかったことは、一つの証左と言えるかも知れない。

本稿でこれまで検討したとおり、戦時下において山田作之助は企業弁護士として戦時体制への対応を余儀なくされ、それがこの時期の弁護士業務の大きな部分を占めていたことは否定し得ない。しかしながら時流に棹さすような言動は慎重に避けていたこともまた確かである。そこに山田作之助の一つの見識ないしはバランス感覚を見てとることは可能であろう。本稿では、山田作之助という一人の企業弁護士の1940年頃の動向を中心に「戦時体制と弁護士」という問題にアプローチしてきたが、今後、対象となる人物や時期を広げていくことで、この問題の全体像の解明を進めていくべきものと思われる。

※ 本稿は「科学研究費補助金・基盤（C）「神戸における企業弁護士業の生成と展開―元最高裁判事・山田作之助を中心に」2021年度第1回研究会」（2022年3月19日、神戸学院大学）および「第23回戦時法研究会」（2022年7月23日、上智大学）におけるオンラインでの報告をベースに、その後の研究成果を増補したものである。研究会に出席いただき有益なご指摘をいただいたみなさまに御礼申し上げたい。本研究はJSPS 科研費JP15K03096, JP19K01271 および神戸学院大学長期海外研究員派遣による成果の一部である。

史料編

【15-62】(原文縦書き和文タイプ, 高倍山田法律事務所無罫線用紙使用)

貴行対加古川町訴訟事件ノ経過ニ就テ

拝啓

掲題訴訟事件ハ去ル二月廿九日言渡シアリタル第二次ノ大審院判決ニ因リ全面的ニ貴行勝訴ノ判決確定致シ候コト誠ニ御同慶ノ至リニ堪ヘザル処ニ候

一 本件ハ御委嘱ニヨリ昭和九年十一月訴状提起以来

- | | |
|------------------|--------|
| (一) 一審 姫路地方裁判所 | 当方勝訴 |
| (二) 二審 大阪控訴院 | 当方勝訴 |
| (三) 三審 大審院 | 破毀差戻シ |
| (四) 第二次ノ二審 大阪控訴院 | 当方勝訴 |
| (五) 第二次ノ三審 大審院 | 当方勝訴確定 |

以上五回ノ判決ヲ受ケタルモノニ候

二 本来本件ノ如キ, 町, 村長, 収入役ガ町, 村会ノ決議ナキニ拘ラズ或ハ決議金額以上ノ金額ノ借入金ヲ為シタル実例ハ多々存シ, 之ガ訴訟トナリタル先例モ亦少ナカラザルモ, 右ノ場合從來ノ判例ハ何レモ市町村ニ責任ナシトシテ銀行ガ敗訴シ居リタルモノトス

其理由トスル処ハ公法人ニハ民法第四十四条ノ適用ナク, 又町, 村ノ借入ハ町村会ノ決議アツテ其範圍内ニ於テノミ有効ナルモノナルヲ以テ, 所謂表見代理ノ法理ハ町村ノ借入ニハ適用ナシトセラレタリ (貴行本店ノ取扱ニ於テモ本件ノ如キハ銀行敗訴ノ先例アリタリト云フ)

三 以上ノ次第ニシテ本件提訴当時ハ公式ノ判例ハ皆貴行ニ不利ノモノノミナリシガ, 一二他ノ事項ニ付テノ判例ニ, 公法人ニ付テモ私法ノ適用ヲ強イテ排斥スルハ當ラズトノ見解ヲ見得ルモノナキニシモアラズ (庄内川事件流水件〔権〕ノ判決等) 而モ若キ判事ノ頭ハ漸次斯ク傾キツ、アルヲ觀取シタルヲ以テ, 当事務所ハ断然確信ヲ以テ本件ヲ御引受シタル次第ナリトス

- 四 当時ノ相手方町当局及議員ノ心境トシテハ、(大審院判決確定后町長当事務所ニ来リ語りシ処ニヨルモ)、本件ニ関シ直チニ委員ヲ設ケ、各大阪菅原博士其他有力ナル弁護士二三人ニ付キ鑑定ヲ求メタル処何レモ町側勝訴間違ナシトノコトナリシヲ以テ最后迄争フコトニ町会ニテ決定シタルモノナリト云フ
- 五 訴訟進行中ニ於ケル相手方ノ抗弁ハ、従来ノ大審院判例ヲ金科玉条トシテ抗争ニ来リシモノナルガ適々第一審判決アル直前、大審院ニ於テ収入役ガ不法行為ヲ為シタルトキハ町村ニモ責任アリトスル判決、非公式ニ出デタルヲ発見シタルヲ以テ(大審院判例集ニハ掲載セラレズ)、当方ハ直チニ之ヲ援用シタル処、一審及二審ハ右判例ニ基キ本件ニ於テモ収入役ニ不法行為ニ付町ニ責アリトシテ当方勝訴ノ判決アリタルモノトス
- 六 然ルニ右第二審判決ニ対シ、相手方ガ上告中計ラズモ鴻池信託株式会社対埼玉県トノ所謂百万円貸付問題公表セラレタル為メ、右事案ト本件ハ法律上ハ同一ト見做サルベク、内務省及鴻池信託双方ヨリ当方ニ対シ本件訴訟ノ経過ヲ聴ニ来ル等ノコトアリ、大審院モ又本件判例ガ重大ナル影響ヲ与フルモノトシテ、遂ニ第二審判決ヲ破毀差戻シヲ為スニ至レルモノトス
- 七 其理由トスル処ハ明ナラザルモ、何レニスルモ破毀差戻シタル場合ハ其后ノ二審ハ大審院ノ意向ニ基キ大概、前審ト反対ノ判決ヲ為スヲ例トスルモノナルニヨリ従ツテ第二次ノ大阪控訴院ニ於テハ双方共、極力法律論ハ勿論、事実問題ニテモ争ヒ、殊ニ収入役ノ悪意、過失等ニ付論争ヲ重ネタルモ、何分人ノ心理ノコトヲ立証スル次第ナルニ付、立証困難ナルヲ感ジタルヲ以テ、当方ハ断然スル姑息ノ争ヲ固執セズ。堂々抑本件ハ、町長ノ不法行為ナルコトヲ高調シ、且町長ノ不法行為ニ付テモ民法第四十四条ノ適用アルハ当然ニシテコレニ反スルガ如キ従前ノ大審院判例ノ不当ナル所以ヲ極力論争セリ
- 八 其結果幸ヒニシテ、裁判長(前川博彦氏)ガ大阪控訴院切ツテノ理

戦時体制と弁護士

論家ナル処ニヨリ、大英断ヲ以テ、町長ノ不法行為ヲ認定シ、且町長ノ不法行為ニ付テモ民法第四十四条ノ適用アリトノ、新判例ヲ為シ、当方勝訴ノ判決アリタルモノトス

九 之ニ対シ相手方ガ上告シタルハ勿論ニシテ、其上告理由ハ従来ノ大審院判例ヲ援用シ、殊ニ公法人ニ民法第四十四条ノ適用ヲ無条件ニ許スナラバ公法人ノ存立ヲ危クスル事態ヲ生ズベク、コレ従来ノ大審院ノ判例ノ根本理論ナルコトヲ高唱シ居ルモノトス（今日知り得タル処ニヨレバ右上告理由書ハ元京大教授末川博士ノ手ニナレルモノナリト云フ）

十 然ル処、右上告理由ニ対シ大審院ハ大英断ヲ以テ従来ノ判例ヲ超ヘテ、町長ガ其職務ヲ行フ行為ナリト客観的ニ見做サレル行為ヲ為シ之ガ為第三者ガ損害ヲ蒙リタル場合ニハ民法第四十四条ノ適用アリトノ第二審ノ判例ヲ是認シ、今后ノ判例トセラレタルモノトス

十一 以上ノ次第ナルヲ以テ、本件大審院ノ今后ニ及ホスベキ影響ハ頗ル大ニシテ、単ニ市町村ニ限ラズ、商業組合、工業組合等ノ理事又ハ理事長ノ不法行為ニ付テモ組合ハ責任ヲ負フコトナルベク、一般銀行、信託業者ニ取りテハ頗ル有利ナ判例ト云ハザル可カラズ。幸ヒ貴行ノ名ニ於テ本判例ヲ得タルコトハ当事務所ノ最モ幸ヒトスル処トス右御報告申上候也

昭和拾五年四月拾九日

高倍山田法律事務所

株式会社日本勧業銀行

神戸支店御中

附 属

本件大審院判決写添付

【15-67】（原文縦書き和文タイプ、白紙使用）

加古川町ニ対シ強制執行ヲ為スノ件

掲題事案ニ対スル御問合セニ付御返事申上候

一 国家若クハ公法人ノ所有財産ニ対シテ強制執行ヲ為シ得ベキ範囲ニ付テハ、公法人ニ関シテハ直接ノ明文ナキモ、国家ノ財産ニ関スル国有財産法ノ規定ヲ類推シテ其範囲ヲ確定セザル可ラズ

二 国有財産法ニヨルニ、国家所有ノ財産ハコレヲ四種ニ區別ス（同法第二条）

- 一 公共用財産 （河川、道路ノ如シ）
- 二 公用財産 （学校、官衙ノ如シ）
- 三 営林財産 （国営林）
- 四 雑種財産 （一二三号ニ属セザルモノ）

三 而シテ雑種財産ニ付テハ之ヲ他ニ譲渡スルヲ得ルモノナルヲ以テ（同法第四条）雑種財産ノミガ司法裁判所ノ判決ニヨリテ差押ヲ為スコトヲ得ルモノトス（野村淳治博士一三八頁、コノ点ニ付キテハ大体争ナシ）

四 然レトモ、右ニ所謂雑種財産トハ何ヲ指スヤガ頗ル問題ニシテ、之ヲ具体的ニ摘示スルハ困難ニシテ、市町村所有ノ財産ハ大体ニ於テ所謂公用財産トシテ認メラル可シ。

タダ現金及預金ハ所謂公産ニ属セザルモノナルコトハ、学説ノ一致スル処ナルヲ以テ、本件ニ於テハ兎角、同町ガ公金ヲ取扱シ居ル銀行ヲ第三債務者トシテ預金債権ノ差押ヲ為シ、転付命令ヲ為スハ危険ナルニヨリ、取立命令ヲ得テ順次ニ回収ヲ計ルヲ以テ最モ有利ナリト思料ス

右御返事迄

昭和十五年五月卅日

日本勧業銀行神戸支店

御 中

【15-86】（原文縦書き和文タイプ，12行罫紙使用）

差 入 証

一 金 壹萬八千圓也

及之ニ対スル昭和六年拾月壹日ヨリ支払済ニ至ル迄年五分ノ利息並訴訟費用

右ハ、大阪控訴院昭和拾貳年（ネ）第六五〇号貸金請求控訴事件ノ確定判決ニ基キ当町ガ貴行ニ対シテ支払フベキ債務ナル処、右債務金全額即時支払フ為メ、目下其財源ヲ起債認可手続中ナルカ、其認可ヲ得ル迄相当日時ヲ要スルニ付左ノ如ク分割弁済致スベク候条該判決ノ執行御猶予被下度万一該分割金ノ支払ヲ一回ニテモ延滞致候節ハ即時債務全額ニ付該判決ニヨリ強制執行相成候トモ毫モ異議無之候

一 昭和拾五年拾月参拾壹日迄ニ其トキ迄ノ前掲利息及訴訟費用ヲ完済スルコト

二 元金壹萬八千圓也ハ五ヶ年賦トシ昭和拾六年五月参拾日ヲ第一回トシテ毎年同日限り毎回金三千六百圓也宛及其時迄ノ残存元金ニ対スル年五分ノ利息ヲ附加シテ支払フコト

三 速カニ債務全額償還財源ヲ得ル為メノ起債認可申請ノ手続ヲ為シ起債完了シタルトキハ残存債務金全部ヲ即時支払フコト

以上

仍而為後日本書差入候也

昭和拾五年 月 日

加古川町

町 長

株式会社日本勧業銀行

御 中

差入証ノ趣了承ス

昭和 年 月 日

【15-120】（原文縦書き手書き，弁護士法学士高倍権太郎用紙12行罫紙使用）

植山益江殿 神戸市湊東区東川崎町貳丁目拾四番地

川崎重工業株式会社

拝啓陳者今回御書面ヲ以テ予テ御請求申上候第三新株式競売不足金ニ関シ種々御来示ノ趣正ニ拝見仕候然ル処株主ガ株金払込ヲ怠リタルガ為会社ガ失権処分ヲ為シ，株式ヲ競売ニ付シメル場合ニ，其競売代金ガ滞納金額ニ満タサル部分（即不足金）ハ旧商法第百五十三条ニ基キ従前ノ株主（失権株主）ヨリ弁済セシムベキモノニ有之從ツテ失権株ヲ競売スルニ当たりテハ当然右払込催告ノ部分ヲ已ニ払込アリタル株式トシテ取扱ヒ競落株主ニハ何等払込ノ義務ナキコトトシテ居ル次第第二候（大審院昭和二年十月十二日判決例）仍テ先年来再三ノ催告ニモ不拘今尚御支払無之為メ弊社整理ノ都合上不得止今回高倍，山田，本田ノ諸弁護士へ取立方代理委任致候次第ニ御座候間何卒左様不悪御諒承被成下度此段御返事申上候

敬具

追テ今後本件ニ就テハ前記代理弁護士宛直接御交渉ノ上至急御門満解決致サレ候様切望仕候

【15-56】（原文縦書き和文タイプ，白紙使用）

自行定期預金ヲ担保ニ徴スル場合ニ於ケル手續キノ簡易化ニ就テ

一 担保トシテノ自行ノ定期預金ハコレ以上安全ナルモノナキ処ナルニ
ヨリ銀行ガ其貸付金当座取引荷為替取引等ノ担保トシテ自行ノ定期預
金ヲ差入レシメルコトハ常ニ行ハレル処ナリ

二 右ノ場合ノ手續トシテ現在行ハレ居ル方法ハ

(一) 定期預金証書(三錢ノ収入印紙ヲ要ス)ヲ発行シ

(二) 右定期預金証書裏面受領欄ニ預金者ヲシテ予メ預金ヲ受領シタル
旨記名捺印セシメテ、之ヲ銀行ニ保管シ

(三) 銀行ハ右ニ対シ定期預金預り証(三錢収入印紙ヲ要ス)ヲ発行
シ

(四) 其ノ上ニテ債務者ヨリ担保差入証(三錢収入印紙及確定日附三十
十錢ヲ要ス)ヲ差入レシム

三 然モ定期預金ノ期限到来シ証書ヲ書換ヘ依然担保ニトリ居ル場合ニ
ハ、少クトモ前項(一)(二)(三)場合ニヨリテハ(四)ノ手續ヲモ
保管シ居ルヲ普通トス

四 最近某銀行ヨリ前各項ノ手續ヲ為スガ如キハ煩ニ堪ヘザルヲ以テ、
右ノ如キ從來ノ方法ニ代ヘ然モ法律上安全ニシテ且手續簡易ナル方法
ナキヤノ質問ニ接シ尤モ思料シタルヲ以テ之ニ対スル小生ノ意見左ノ
如ク申述べ候条御参考被下度候

五 從來ノ手續ニ於テ其複雑化スル原因ノ第一ハ定期預金証書ニアリ即
銀行ハ定期預金ニ対シ定期預金証書ヲ発行スルヲ以テ担保ニトル場合
ニハ定期預金証書ヲ貴行ニ預カラサル可カラザルコトトナル(民法第
三百六十三條)従ツテ之ニ対シ預証ヲ発行シ、又書換ヘタル場合ニハ
同一手續ヲ繰返サザル可カラザルコトトナルニ歸ス従ツテ手續ノ簡易
化ヲ計ル第一ニコノ定期預金証書ニ付其処理ヲ考ヘザル可ラズ

六 定期預金証書ノ法律上ノ性質ニ付テハ、學說上多少ノ異論ナキニ非
ラザルモ、實務上ノ取扱トシテハ大審院ガ判決例ヲ以テ(昭和二、二、
一日言渡判例集第二卷三五頁)「定期預金証書ハ之ニ記載セラレタル
定期預金債權ノ存在ヲ証明スル証書ニシテ權利者ハ其債權ノ讓渡ト共

ニ其証書ヲ取引ノ目的ニ供シ得ルニ止マリ債権ト分離シテ之ヲ取引ノ用ニ供スルコトハ之ヲ認ムルヲ得ザル」旨ノ趣旨ヲ明カニシ、即定期預金債権証書ハ有価証券ニ非ズ流通証券ニ非ズ単ナル記名債権ノ証拠方法（普通ノ預金証書ト同一）ナリト認メ居ル以上、単ナル証拠書類ニシテ而モ支払ノ場合ニハ証書引換ニナスベキ証書トス（所謂受戻証券）。而シテ定期預金証書ニハ譲渡禁止ノ文句アルヲ普通トシ、右譲渡禁止ノ文句アルトキハ之ヲ他人ニ譲渡シ又ハ質入スルニハ発行銀行ノ承諾ヲ要シ承諾ナクシテ為シタルモノハ無効ト為サレ居ルモノトス（東京地方裁判所大正十一年二月十五日言渡判決大審院判例ハナキモ法文ニ明文アルヲ以テ争ナキ処トス）

七 以上ノ事実ナルヲ以テ、定期預金証書ハ必ズシモ発行ノ要ナク、其発行スルハ従来ノ慣習上（或ハ銀行ノ内規トシテ）発行スルニ止マルモノトス、預金者ニシテ其発行ヲ要求セザル場合ニハ（殊ニ担保ニ差入レタル場合ニハ発行ヲ要求スルモノナカラン）発行ノ要ナキハ論ナシ、尤モ之ヲ発行スル趣旨ハ預金額及利率期限ヲ明ニスル為メニ必要ナランモ他ノ方法ニテ右ガ明ニナレバ尚更発行ノ必要ヲ認メサルモノトス

八 翻ツテ以上ノ基礎ノ下ニ自行定期預金ヲ担保ニトル場合、定期預金証書ヲ発行セズシテ為ストキハ、単ニ左ノ担保差入証一通ヲ徴収スレバ足ルモノトス

担保差入証

三銭

一、定期預金

預入日 昭和 年 月 日

期 限 昭和 年 月 日

利 率 当地組合銀行所定利率

（但定期預金証書不発行）

右定期預金元利金（及期限ヲ延長シタル場合ノ元利金ヲモ含ム債権ハ、

戦時体制と弁護士

拙者^{拙者}ガ貴行ニ対シテ現在負担セル及将来負担スル一切ノ債務ヲ担保ニ供^{弊社}
シ候条、^{拙者}ニ於テ債務ノ支払ヲ怠リタルトキ又ハ貴行ニオイテ^{拙者}
信用低下シタリト御認メノ節ハ、貴行ノ債権及前記預金共、其弁済期ノ^{弊社}
到来セルト否トヲ問ハズ、貴行ニ於テ何時ニテモ任期貴行ノ任意ノ債権
ト前記^{拙者}ノ預金債権トヲ通知其他ノ手段ヲ要セズ相当額ニ於テ相殺決^{弊社}
済被下候トモ毫モ異議無之候

為後日本証差入候也

昭和十五年 月 日

住 所

預金者担保差入人

確定
日附

……………銀行 御中

前記金員前書条項並当行ノ承諾ナクシテ之ヲ譲渡スルヲ得サル条件ノ下
ニ当行ニ定期預金相成候事認証候条追ツテ当行ニ於テ担保ヲ解除シ本件
定期預金御払渡スル場合ニハ本証書引換ニ御支払致スベク候

昭和 年 月 日

……………銀行支配人代理

前記担保差入証二通ヲ作成シ一通ニ本人署名サセ一通ニ貴行ニテ奥書ス
レバ足ルモノトス

九 スクスルコトニヨリ、本書第二項（一）（二）（三）記載ノ手数ト印
紙代トヲ省略スルノミナラズ、定期預金期限来ルトスルモ貴行債権存
在スル限り之ガ書換等ノ手續ヲ省キ且債務者破産若クハ国税ノ滞納等
アル場合ニ、担保差入証ニ一度取りタル確定日附ガ有効ニ働ラキ貴行
ニ於テ旧定期預金証書ヲ書換ヘタル同一預金ナルコト等ヲ主張且立証
スル要ヲ省クモノト云ハサル可ラズ

右卑見申述御参考ニ供候

昭和十五年 月 日

銀行 御中

【15-124】（原文縦書き和文タイプ，12行罫紙使用）

差 入 証

今般貴行（以下単ニ銀行ト云フ）ニ於テ，和泉製粉株式会社（以下単ニ会社ト称ス）ニ対シ，同社ガ，買付同社ノ所有ニ帰シタル小麦，小麦粉，麩，（麻袋，其他風袋）蕎麦（其他風袋）ヲ見返リトシテ，特ニ資金ノ融通方御取計被下候ニ付テハ，同社ハ右ニ関シ左記条項ヲ履行スベキコトヲ確約シ，下記岡本信之ハ，其個人ノ資格ニ於テ，貴行ニ対シ左記義務ヲ負担シ履行スベキコトヲ確約ス

第一条 会社ハ銀行ニ対シ現在負担スル及将来負担スベキ一切ノ債務ノ支払ヲ確保スル為メ，会社ガ現在所有スル及将来所有スベキ小麦，小麦粉，麩，蕎麦（麻袋其他風袋共）ヲ銀行ニ担保トシテ差入ル可ク，其方法トシテ，担保ニ差入ル可キ前示ノモノヲ銀行ニ引渡シ其所有權ヲ信託的ニ銀行ニ譲渡シ，銀行ハ完全ナル所有權ヲ御取得相成ル可キコト

第二条 前条ニ基キ銀行ニ担保トシテ差入レ譲渡スベキモノ（以下単ニ担保品ト云フ）ハ，会社ガ銀行ノ占有セラレル第三条所定ノ倉庫ニ，現品ヲ入庫シタルトキヲ以テ其所有權ヲ銀行ニ移転シタルモノト見做サル可キコト

第三条 岡本信之ハ，銀行ガ会社ヨリ無償ニテ借受ケ占有中ノ末記倉庫ヲ，銀行ノ代理人トシテ無償ニテ銀行ノ為メニ自カラ占有管理ノ責ニ任ジ，且銀行ノ代理人トシテ無償ニテ自カラ左記倉庫ニ於テ受領保管，引渡シノ責ニ任ズベキコト

第四条 （以下略）

【15-196】（原文縦書き和文タイプ，白紙使用）

差 入 証

拙者ガ、英領香港ニ、株式会社南支貿易公司ヲ設立スルニ当リ。其資金トシテ、一時金貳百五拾萬円也ヲ貸渡被下候事誠ニ有難ク存候
就テハ、右株式会社南支貿易公司設立后ハ、貴社ヲシテ同社ノ総代理店ト為シ、且右南支貿易公司ノ重要事項ニ関シ、若クハ南支貿易公司ガ附帶事項ヲ為スニ当リテハ、事前ニ予メ貴社ノ御了解御承認ヲ得ルコトヲ確約仕候

昭和拾五年 月 日

株式会社兼松商店

御 中

【15-197】（原文縦書き和文タイプ，白紙使用）

契 約 書

株式会社兼松商店（以下甲ト称ス）ト竹藤峰治（以下乙ト称ス）トノ間ニ左ノ通り契約ヲ為ス

一、甲ハ乙ニ一時立替ノ目的ヲ以テ金貳百五拾萬円也ヲ次ノ条件ニ於テ乙ニ貸与スル事ニ同意ス

イ、甲ノ貸与スル貳百五拾萬円ハ乙ニ直ニY S B 神戸支店ニ通知預金トスル事トス

ロ、右通知預金証書ハ担保トシテ乙ヨリ甲ニ提供シ甲乙連名ノ上ニテ甲ヨリY S B 神戸支店二甲ノ同行ニ対スル債務ノ担保トシテ差入ヲ為ス事ニ乙ハ同意スルモノトス

ハ、乙ハ香港ニ於テ同地政庁ニ株式会社南支貿易公司ヲ設立シ其設立登記完了シタルトキハ遅滞ナク甲及Y S B 神戸支店ニ電信ヲ以テ其旨通知スルコトヲ要ス

ニ、前項ノ会社設立登記ハ本年十二月末日迄ニ完了ノ見込ニテ右完了ノ場合ハ乙ハ甲ヲ代理人トシテ乙ノY S B神戸支店通知預金引出ヲ為サシメ此資金ヲ以テ乙ガ甲ヨリノ借入金ノ返済ヲ為ス事トス

乙ハ甲ガ乙ノ通知預金引出ヲ為ス場合支障ナキ書類ヲ予メ甲ニ渡し置クベキモノトス

ホ、右貸借金ニ対シテハ乙ハ甲ニ対シ元金百円ニ付日歩一銭 厘ノ割ニテ利息ヲ負担スルモノトス、此利息宛乙ハ金 円也概算金トシテ甲ニ預入レ置キ後日乙ノ收受スル通知預金利息ト共ニ精算スルモノトス

ヘ、昭和十五年一月十日迄ニ「ハ」号ノ会社設立登記完了セザル時ハ甲ハ乙ノY S B神戸支店ニ対スル通知預金ノ引出ヲ為シ乙ニ対スル債権ノ決済ヲ為スモ乙ニ於テ異議ヲ申出ザルモノトス

右契約ノ証トシテ本証ニ通ヲ作成シ各其一通ヲ所持スルモノトス

以 上

昭和 年 月 日

【15-168】（原文縦書き手書き，12行罫紙使用）

合併契約書

合資会社三五公司源成農場（以下甲と称す）と合資会社三五公司南隆農場（以下乙と称す）は各総社員同意の下に合併を為すに付左の条項を契約す

第一条 甲及乙は昭和拾六年 月 日を以て合併し、甲を存続し、乙を解散するものとする。

第二条 甲は合併の結果出資額金百五拾萬圓也を増加するものとする

第三条 乙会社出資社員の乙会社に対する出資は、其尙対等額に於て甲会社の出資となるものとする

第四条 合併後に於ける甲会社の各社員の出資額及其責任左の如し
金参百六拾萬圓也 無限責任社員 愛久澤直紀

戦時体制と弁護士

金百参拾萬圓也

無限責任社員 愛久澤 文

金拾萬圓也

有限責任社員 愛久澤直綱

第五条 乙会社の社員は其尙甲会社に於て引継ぐものとす

第六条 本合併契約は、臨時資金調整法其他の許可ありたるときに効力
ヲ発生するものとす

以上契約の証として、甲及乙会社の総社員左の署名ス

昭和拾五年 月 日

合資会社三五公司源成農場

無限責任社員

代表社員

愛久澤 文

無限責任社員

愛久澤直紀

有限責任社員

愛久澤直綱

【15-2】（原文縦書き和文タイプ、白紙使用）

上 申 書

昭和十三年六月二十八日附貴社対当村間ノ契約書ニ基キ貴社ガ御買取相
成候当村内林，松江，藤江，小久保，和坂地域内ノ土地取纏メ約四十万
坪ノ土地売買ニ関シ当村側ノ売買周旋人 ヨリ其周旋料ト

シテ金 円也ノ支払方ノ請求方之有当方トシテハ之ガ支出ノ道ナ
ク甚ダ困惑致シ居ル次第候

就テハ甚ダ筋違ニハ候ヘ共同人ニ交付スル周旋料貴社ヨリ御支出願度ク
此段特ニ上申候也

尚本件売買ニ関シテハ今后ハ原因理由ノ如何ヲ問ハズ貴社ニ対シ何等ノ
請求等一切致ス間敷候

昭和 年 月 日

林崎村長

川崎航空機工業株式会社

御 中

一金 円 也

前書金員トシテ

正ニ領収候也

昭和 年 月 日

林崎村長

川崎航空機工業

株式会社 殿

【15-171】(原文縦書き手書き,「高倍山田法律事務所原稿用紙」20行⁽³⁵⁾使用)

念 書

今般武庫郡良元村○人村字川原字瀬上字四反田字柳ヶ坪字北ノ口字高司字西ヶ坪字古垣内字波吉波字仁川字仁川辰地区内別紙図面ノ位置ニ於テ貴社工場○地約拾五萬坪ヲ単○金 圓也ニテ提供ノ儀既ニ約諾致シ候而本年末迄ニ該地区内ノ土地全部ヲ取纏メ可申又土地ノ実測,道路,溝渠,水路等ノ廃止,変更,移設其他貴社ノ御要求ニ応ジ速ニ取運ビ事業進捗ニ聊カ支障無之様万全ノ努力可致○後日念書一札依○如件

昭和拾五年十二月一日

【15-172】(原文縦書き手書き,「高倍山田法律事務所原稿用紙」20行⁽³⁶⁾使用)

認可価格変更場合モ有効ノモノトシ度シ

委 任 状

(35) 「○」は原文ママ

(36) 「○」は原文ママ

戦時体制と弁護士

今般都合ニヨリ ヲ代理人ト相定メ左ノ権限ヲ代理為致候事

一 武庫郡良元村蔵人字川原字瀬上字四反田字柳ヶ坪字北ノ口字高司字西ヶ坪字古垣内字波吉○字仁川字仁川辰地区内所在土地ヲ該土地ニ対スル離作料作物残債料其他地上物件一切ノ損害移転等ノ残債ト合セ一坪当金拾貳圓也ヲ以テ軍需工場用地トシテ売却ノ為異議無ク承諾シタルニ付宅地建物等価格統制令第六條第一項ノ認可ヲ兵庫縣知事ヘ申請スル一切ノ件

但右一坪当金拾貳圓也ノ内土地所有者ノ所得ハ金拾壹円五拾錢,

小作其他關係人ノ 所得ハ金五拾円^{ママ}ノ割合也

右代理委任状仍如件

昭和拾五年十二月

土地所有者

小作其他關係人

【15-189】(原文縦書き和文タイプ, 12行罫紙使用)

覚 書

川西航空機会社(以下甲ト称ス)ガ工場用地ノ買収方ヲ西中弘(以下乙ト称ス)ニ依嘱スルニ関シ兩者間ニ左ノ覚書ヲ交換ス

一 甲ノ工場敷地予定地ハ添付見取図表示ノ区域ニシテ其面積二十萬坪ヲ標準トス

二 本件ニ於ケル甲ノ予算ハ土地買収費, 整地費, 溝渠, 道路, 水路等ノ変更, 新設其他一切ノ費用ヲ合セテ一坪当り金貳拾円也コトヲ乙ニ於テ了承ス

從ツテ乙ハ右予算額ニテ目的ヲ達スル様努力スルコトヲ要ス, 萬一予算額ヲ超過セルトキハ其超過部分ハ甲ノ負担トス, 但シコノ場合ニ於テハ乙ノ報酬ハ無報酬トス

又予算内ニテ成功シタルトキハ其差額ハ奨励金トシテ甲ヨリ乙ニ支給

ス

- 三 乙ハ本月末迄ニ土地全部ヲ取纏メ作物及小作関係等総テ解決ノ上何等負担ナキ完全ナル所有権ヲ甲ニ引渡スモノトス
- 四 引渡物件ニ対スル地盛、整地、溝渠、水路等ノ変更新設ハ乙ニ於テ甲ノ代理人トシテ之ガ工事ヲ施行スルモノトス
但シ第三者ニ対スル関係ニ於テハ必要アルトキハ乙ノ名義ニテ之ヲ為スコトアル可シ
- 五 本件ニ関シ土地所有者、小作人其他関係人ヨリ金銭上ハ勿論其他何等カノ要求ヲ為スモノアルトキハ総テ乙ニ於テ引受解決シ甲ニ対シ何等ノ迷惑損害ヲ蒙ラシメザルモノトス
- 六 乙ハ甲ノ代理人トシテ行動スルモノナルヲ以テ、乙ノ要求アルトキハ、甲ハ必要書類ニ調印シテ乙ニ交付スルモノトス。又乙ガ要求シタルトキハ第二条予算金員ヲ乙ニ交付スルモノトス
- 七 甲ノ乙ニ対スル報酬ハ予算額ニ於テ成功シタルトキハ一分トス、
(但シ第二条第三項ノ場合ハ其差額ニ含マルモノトス)
- 昭和拾五年 月 日

【15-70】(原文縦書き和文タイプ、白紙使用)⁽³⁷⁾

土地収用事業認定申請書

弊社ハ昭和 年 月 日会社設立 製造事業ヲ経営セルモノニ有之昭和 年法律第 号 製造事業法附則第二項ニ依リ現ニ同事業経営中ニ有之候処先般 ヨリノ御指示ニ従ヒ大蔵及商工大臣宛事業設備新設拡張許可申請致儀ニ対シ昭和 年 月 日第一三七二号ヲ以テ日本銀行総裁ヨリ該申請ハ主務大臣ヨリ許可相成リタル旨ノ通知有之同許可ニ依ル新設拡張事業施行ノ為必要ナル土地ハ 事業

(37) 空欄は原文ママ

戦時体制と弁護士

法第八条ニ基キ土地収用法ニ依リ収用致度候条事業認定相成度土地収用
法第十三条及同法施行令第三条ニ依リ関係図書相添此段申請候也
昭和十四年一月九日

右代理人

内務大臣 木戸幸一殿

【15-127】（原文縦書き和文タイプ，12行罫紙使用）

資本増加内認可申請書

一 会社ノ住所及商号又ハ名称

神戸市林田区東尻池村百八十番地屋敷

株式会社増田製粉所

二 会社ノ現在ノ資本金額

金壹百萬圓也（壹株ノ金額壹百萬圓也）全額払込済

三 資本増加ノ金額並ニ第一回ノ払込ノ時期及金額

資本増加ノ金額 萬圓也

第一回払込金額 萬圓也

第一回払込時期 遅クトモ本年度末限り

四 資本増加ノ方法

旧株式 株ニ対シ新株 株ヲ割当

五 資本増加ヲ必要トスル理由

一 政府御当局ニ於テハ昭和十五年八月八日付農林省令第六十五号小麦粉等配給統制規則ヲ公布セラレ旁々社団法人全国製粉協会ヲ以テ中央配給機関ニ指定ノ上刻下ノ急務タル節米運動ノ一助トシテ重要食糧タル小麦粉ノ需給調整ニ努力スベキ事ヲ御指示アリタル為メ吾等協

会々員一同協力シテ国策会社タル全国製粉配給株式会社ヲ設立シ去ル二十五日創立総会ヲ開催、来ル十月一日ヨリ業務開始ノ運ビトナレリ。然ル処当社ハ右会員十五社中第四位ニアル能力（公称能力三千五百バール）ヲ擁シ創立（明治四十一年）以来三十有余年専ラ堅実ヲ旨トシテ事業ノ発展ヲ計リ苟モ時流ニ踊ル事ナク神戸工場ノ内容充実ヲ本旨トセリ。其結果設備ノ償却ニ於テ断然他社ヲ圧スルト共ニ積立金ノ総額ハ払込資本金（百萬圓）ヲ凌駕スルニ至リタリ。従ツテ前記ノ全国製粉配給株式会社（資本金千五百萬圓、四分ノ一払込済）ニ対シテ全株数（三十萬株）ノ中一萬七千余株ヲ引受ケタリ。此ノ金額八十余萬圓ヲ要シ当社現在払込資本金百萬圓ニ対シテ八割ニ相当スル金額ナレバ到底現状ノ俛ヲ以テシテハ此ノ国策会社ノ実状ニ即応スル能ハザルナリ。

二 更ニ過古ニ於ケル当社ガ内容ノ充実ト経営ノ堅実トヲ旨トシタル結果資本金額ニ比シ生産能力ノ著大ナルハ他ニ其比ヲ見ザル状態トナリタル為メ之ガ十分ナル運転ニ要スル資金ハ莫大ナルモノニシテ小麦価格ノ百斤六圓以下ヲ唱ヘタル時代ト十圓見当ヲ唱ヘタル時代ト現今ノ如ク十二圓七十四錢ヲ公定セル時代トハ自ラ其ノ額ヲ異ニスル結果単ナル借入金ノ限度ヲ以テシテハ到底之ヲ賄フ事能ハザルニ至リタルナリ。然ノミナラズ現在ニ於テハ原料小麦ハ総テ農林省ヨリ割当ラレテ主トシテ産業組合ヨリ配給セラルル關係上従前ノ如ク当社ノ資金關係ヲ顧慮シテ順次買付順次入庫スルコト能ハズ殆ンド一時ニ多量ノ小麦ヲ引受ケ之ガ代金ヲ支払フベキ現状ニ至リタル為メ資本金ノ増加ヲ計ルニ非レバ之ガ割当ヲ入手スル能ハザル状態ナリ。而シテ資金ノ關係ヨリ之ガ割当ヲ入手シ難キ場合ハ此ノ非常時局ニ重要ナル食糧問題ヲ控エテ十分活躍御奉公申上グベキ設備ヲ有シナガラ空シク之ヲ遊バスル結果トナリ真ニ当社ノ遺憾トスル処ノミナラズ国家的ニ看テモ重大ナル損失ト信ズル次第ナレバ此際特別ノ御詮議ヲ以テ右資本増加ノ件御聴許被成下偏ニ懇願シ奉ル次第ナリ。

戦時体制と弁護士

尚御参考迄ニ当社ガ現在ニ於テ他ノ同業諸会社ニ比シ如何ニ優秀ナル内容ト設備トヲ有スルカヲ次表ヲ以テ貴覽ニ供スベシ。

各社公称能力ト資本金，積立金，配当比較表

(表省略)

六 資本増加ニ依リ調達スル資金ノ使途

一 新設全国製粉配給株式会社ヘノ投資

引受株数 一萬七千四百七拾株

此金額 八拾七萬參千五百圓

二 設備能力ヲ活用シ生産増加ヲ計ルタメノ運転資金

右資本増加ノ件臨時資金調整法第四条ニ拠リ御認可相受度此段申請候也
昭和 年 月 日

神戸市林田区東尻池村第百八十番屋敷

株式会社 増田製粉所

取締役社長 増田増太郎

大蔵大臣 河田烈 殿

商工大臣 小林一三 殿

【15-18】(原文縦書き和文タイプ，罫線無し用箋使用)

独逸商船ブルゲンランド号神戸港積ハンブルグ向ラミー引取問題ニ付
テ

掲題事案ニ関シ左ノ如ク卑見申述候

一 係争貨物ハ漢口ヨリ神戸港迄ハ昭和十四年八月中旬日本船ニテ運送セラレ其運賃諸掛ハ既ニ支払ズミナル処，コレヨリ先本件荷主ニ於テハンブルグ，アメリカライン船会社ノ神戸ニ於ケル代理店ト本件貨物ニ付神戸ヨリハンブルグ迄ノ運送契約ノ予約ヲ為シ居リシモノトス

二 貨物ハ八月下旬神戸港ニ日本船ニテ到着シ居リシ処問題ノブルデン

- ランド号ハ八月下旬九月二日頃迄ノ間ニ神戸港ニ入港シ来リ、船会社ハ前示荷主トノ運送契約履行ノ為メ九月十五日本船ニ本件荷物ヲ積込ミ九月十五日附ニテ本件 B/L ヲ発行シ荷主ニ送付シ来レルモノトス
- 三 然ルニ既ニ其以前九月二日ニ英独開戦トナリシニヨリ、独逸船ハ神戸港ヲ出帆スルコトヲ得サルニ至リシヨリ船主ハ十月ニ至リ他ノ積荷ト共ニ神戸港ニ於テ B/L 引換ニ且運賃及避難費用トシテ貨物価格ノ五分（最初ハ二割）ヲ徴収シテ引渡スベキ旨公告シ
- 四 之ニ対シ本件荷主ハスル金員ヲ支払フベキ義務ナキコトヲ確信シタルモ兎角急速ニ荷物ヲ引取ル必要アリシヲ以テ異議ヲ止メテ本年二月前示船会社請求ノ金員ヲ支払ヒテ貨物ヲ引取りタルモノトス
- 五 以上ノ事実ヲ起訴トシテ考フルニ、独逸商法六百二十九条日本商法六百十四条ニヨレバ各当事者（即チ船主、荷送人）ハ船舶発航前到着港ガ封鎖セラレタルトキハ無条件契約ヲ解除スルコトヲ得ルモノニシテ、此場合ハ何等ノ運送ヲ為シ居ラザルモノナルニ付運賃ヲ支払フベキ義務無キハ論ヲ俟タズ（六百十四条第二項独逸商法六百三十条第一項参照）
- 六 本件ニ付テミレバ九月二日英独開戦ノ布告アリタルコトハ日本ニモ知ラレタルトコロニシテ從ツテ又独逸ノ各港ガ封鎖サレタルモノナルコトハ日本ニ於テモ九月三日以後ハ公知ノ事実ナリ從ツテ同日以後ハ本件荷送人ハ無条件契約ヲ解除スル権利アルモノニシテ、独逸船ハ運送ノ目的ヲ達スルコトヲ得ザルコトヲ知りナガラ九月十五日船積ヲ為シタルモノナルヲ以テ、荷送人ガ荷物ノ引渡ヲ求メタル場合ニハ即時無条件ニ引渡ヲ要スル義務アルコトハ論ヲ俟タズ
- 七 加フルニ本件 B/L 面特約条項ヲミルモ既払運賃ハ理由ノ如何ヲ問ハズ之ヲ返還セズトノ趣旨ノ特約アルモ、本件ハ荷物引取ル迄ハ運賃ヲ支払ハザリシモノナルヲ以テ右特約ヲ適用スル余地無ク、荷送人ハ異議ヲ留メテ支払ヒタルモノナルニヨリ右特約ニ羈束セラルルコト無シ

戦時体制と弁護士

八 尚本件 B/L ニヨレバ独逸ハンブルグ裁判所ヲ専属管轄裁判所トスル趣旨ノ規定アルモ現在戦争中ニシテ右ノ如キハ実行不可能ノ事ナル故神戸ノ裁判所ニ於テ之ヲ為スヲ得ベキモノト思料ス

右意見申述候

昭和十五年二月二十二日

ニツケルエンドライオンズ

コンパニー， リミテッド 御中

【15-99】（原文縦書き和文タイプ，白紙使用）

拝復 昭和拾五年七月廿二日附貴状ヲ以テ御問合セノ件，左ノ如ク卑見申述候

一、御送付ノ契約書ヲミルニ，契約ノ内容条件ニ於テ，所謂日本品輸入権（タカス）ヲ売主ニ獲得セシムル為メニ税関証明及査証ヲ買主ニ於テ取得シ之ヲ相手方ニ送付スル点ニ関シ明約ナキモ，本件売買契約ノ本質上右義務ハ当然買主側ニ存スルモノト曰ハサルベ可ラズ

二、而シテ売主ノ義務ハ単ニ契約品ヲ日本ニ向ケ船積スレバ信用状ニヨリ代金ノ決済ヲ得ル条件ナルヲ以テ。本件ニ於テハ売主ハ既ニ日本向船舶ニ契約品ヲ船積シ居ルモノナルニヨリ。其船ガ其後如何ニナルモソハ売主ノ責任ニアラズ。従ツテ本件ニ於テハ売主ニ関スル限り契約違反ノ点ナシ

三、而シテ代金ハ既ニ決済ミナルニヨリ契約品ノ所有權ハ既ニ買主ニ帰シ（対銀行ノ問題ハ別ナルモ本件ニ於テハ考フル要ナシ）居ルヲ以テ一見買主ハ之ヲ途中自由ニ処分シ得ルガ如キモ，前記第一項ニ述ベタル如ク「タカス」関係ヨリシテ買主ハ之ヲ日本ニ輸入スル義務ヲ有スルモノナルニヨリ正当ノ事由ナクシテ又相手方ノ同意ナクシテ，日本ニ輸入セズ，途中処分スルニ於テハ相手方ニ対シ損害賠償ノ義務アルコトハ論

ヲ俟タス

四. 翻ツテ本件ノ現況ハ。契約品ハ伊太利ノ参戦ニヨリ、伊領東阿マツサワニ途中陸揚ゲサレタルマ、放置サレ居ル現情ナルモ以テ。

イ、本邦側買入ノ了解ヲ得タル場合。日本向便船ナク本邦ヘノ輸入不能ナルコトヲ確實ニ証明シ得ル場合ニ限り貴社ハ売主ノ同意ヲ要セズ、勝手にマツサワニ於テ之ヲ処分シ得

コノ場合「タカス」ヲ相手方ニ与ヘル義務不履行（契約違反）ヲ生ズルモ。右義務不履行ハ不可抗力（Act of God）ニヨルモノニシテ契約違反ヲ為スニ付違反者ニ所謂過失ナキヲ以テ損害賠償ノ義務ナシ、（蓋シ日本ニ輸入シ始メテ証明書ヲ得ラレルモノナルガ、輸入シ得ラレザルコトガ買主ノ責任ニアラザルヲ以テ也）（日本民法第四百十五條、不可抗力ノ場合ニ於ケル契約違反に損害賠償ノ義務ナキコトハ英法ニテモ同様也）

ロ、今后日本向便船ヲ利用シ得ル状態トナリタル場合、日本ヘノ輸入不可能ナラザリシ旨売手側ヨリ抗議サレルノ恐れナキヤノ問題ハ。

所謂不可抗力ノ意義ノ解釈ノ問題ニシテ、所謂不可抗力トハ物理的ノ不可抗力ニアラズシテ、取引界ノ実情ニ照シ即三年五年モスレバ日本向便船ノ開始アルコトハ論ヲ俟タザルベキモ、今日ノ状態ニ於テ。取引界ノ実情ヨリシテ、日本ヘノ輸入不可能ナルコト明ナル以上売主ヨリ斯ル抗議ヲ受ケテモ意に解スルヲ得ス

但今日ヨリ不可抗力ナリシコトヲ証明シ得ル証拠（之ヲ例ヘバ船会社ヘノ照会狀、領事ノ証明書等）ヲ取揃ヘ置クコトハ必須ナリト思料ス

ハ、本件ハ不可抗力ニヨリ生ジタル損害ヲ、何人ガ負担スルヤノ所謂危険負担ノ問題ニシテ。本件ニ於ケル売主ハ日本ノ輸入証明書ヲ買主ヨリ交付セシムベキ權利ヲ有スル債権者ノ地位ニアリ。買主ハ右証明書ヲ売主ニ交付スベキ義務アル債務者ノ地位ニアルモノトス。

而シテ不可抗力ニヨル債務不履行ヨリ生ズル損害（危険）ハ債権者ノ負担トストノ原則ニ該当スル場合ナルヲ以テ、本件ニ於テ売主ノ損害ガ大

戦時体制と弁護士

ナルコトハ不得止次第也

之ヲ救済スル方法トシテハ法律上ノ手段ハナキモ、税関ノ証明書ニ代ハル日本政府ノ輸入証明書ノ写、及之ガ査証並為替銀行ノ決済証明書等ヲ送付スレバ、売主ハ或ハ之ニヨリテ輸入権ヲ獲得シ得ベキヤモ計ラレス他ニ適當ノ方法ハ今直チニ考慮ニ上ラザルヲ遺憾トス

右御返事申上候

昭和拾五年七月廿四日

神戸市神戸区中山手通五丁目参拾貳番邸

弁護士 山田作之助

三井物産株式会社

神戸支店 御中